

平成28年第4回定例会

# 長野原町議会会議録

平成28年 12月1日 開会

平成28年 12月15日 閉会

長野原町議会

## 平成28年12月第4回長野原町議会定例会会議録目次

|                                 |    |
|---------------------------------|----|
| ○招集告示                           | 1  |
| ○応招・不応招議員                       | 2  |
| 第 1 号 (12月1日)                   |    |
| ○議事日程                           | 3  |
| ○本日の会議に付した事件                    | 4  |
| ○出席議員                           | 4  |
| ○欠席議員                           | 4  |
| ○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名 | 4  |
| ○職務のため出席した者の職氏名                 | 4  |
| ○開会の宣告                          | 6  |
| ○開議の宣告                          | 6  |
| ○議事日程の報告                        | 6  |
| ○会議録署名議員の指名                     | 6  |
| ○会期の決定                          | 6  |
| ○諸報告                            | 7  |
| ○陳情の付託                          | 11 |
| ○議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決           | 11 |
| ○議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決           | 14 |
| ○議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決           | 16 |
| ○議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決           | 18 |
| ○議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決           | 19 |
| ○議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決           | 23 |
| ○議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決           | 25 |
| ○議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決           | 30 |
| ○議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決           | 32 |
| ○議案第10号～議案第17号の一括上程、説明          | 34 |
| ○散会について                         | 37 |

|        |    |
|--------|----|
| ○散会の宣告 | 37 |
|--------|----|

## 第 2 号 (12月8日)

|                                 |    |
|---------------------------------|----|
| ○議事日程                           | 39 |
| ○本日の会議に付した事件                    | 39 |
| ○出席議員                           | 39 |
| ○欠席議員                           | 40 |
| ○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名 | 40 |
| ○職務のため出席した者の職氏名                 | 40 |
| ○議長挨拶                           | 41 |
| ○開議の宣告                          | 41 |
| ○議事日程の報告                        | 41 |
| ○議案第10号の説明、質疑、討論、採決             | 41 |
| ○議案第11号～議案第17号の説明、質疑、討論、採決      | 55 |
| ○陳情の取下げについて                     | 64 |
| ○散会について                         | 64 |
| ○散会の宣告                          | 64 |

## 第 3 号 (12月15日)

|                                 |    |
|---------------------------------|----|
| ○議事日程                           | 65 |
| ○本日の会議に付した事件                    | 65 |
| ○出席議員                           | 65 |
| ○欠席議員                           | 65 |
| ○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名 | 65 |
| ○職務のため出席した者の職氏名                 | 66 |
| ○議長挨拶                           | 67 |
| ○町長挨拶                           | 67 |
| ○開議の宣告                          | 68 |
| ○議事日程の報告                        | 68 |
| ○諸報告                            | 68 |

|                        |     |
|------------------------|-----|
| ○長野原町選挙管理委員会委員の選挙      | 7 1 |
| ○長野原町選挙管理委員会委員補充員の選挙   | 7 2 |
| ○議案第18号の上程、説明、質疑、討論、採決 | 7 3 |
| ○意見書案第1号の上程、説明、採決      | 7 5 |
| ○委員会の閉会中の継続審査、調査について   | 7 7 |
| ○一般質問                  | 7 7 |
| 富澤重男君                  | 7 7 |
| 牧山明君                   | 8 0 |
| 篠原茂君                   | 8 6 |
| 黒岩巧君                   | 8 9 |
| ○閉会の宣告                 | 9 4 |
| ○署名議員                  | 9 5 |

長野原町告示第222号

平成28年12月第4回長野原町議会定例会を次のとおり招集する。

平成28年11月21日

長野原町長 萩原睦男

- 1 招集期日 平成28年12月1日
- 2 招集場所 長野原町議会議場

○応招・不応招議員

応招議員（10名）

|    |     |     |     |    |      |
|----|-----|-----|-----|----|------|
| 1番 | 篠原  | 茂君  | 2番  | 富澤 | 重男君  |
| 3番 | 入澤  | 信夫君 | 4番  | 浅井 | 進君   |
| 5番 | 入澤  | 勝彦君 | 6番  | 黒岩 | 巧君   |
| 7番 | 浅沼  | 克行君 | 8番  | 牧山 | 明君   |
| 9番 | 大羽賀 | 進君  | 10番 | 豊田 | 銀五郎君 |

不応招議員（なし）

第 4 回 定 例 町 議 会

( 第 1 号 )

## 平成28年12月第4回長野原町議会定例会

### 議事日程(第1号)

平成28年12月1日(木曜日)午前10時開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸報告
- 第 4 陳情の付託
- 第 5 議案第 1号 長野原町中小企業及び小規模企業振興基本条例制定について
- 第 6 議案第 2号 長野原町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について
- 第 7 議案第 3号 長野原町町長、副町長及び教育長の諸給与条例の一部を改正する条例制定について
- 第 8 議案第 4号 長野原町議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第 9 議案第 5号 長野原町税条例の一部を改正する条例制定について
- 第10 議案第 6号 長野原町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について
- 第11 議案第 7号 長野原町農業委員会の選挙による委員の定数条例の一部を改正する条例制定について
- 第12 議案第 8号 長野原町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第13 議案第 9号 工事請負契約の変更について(町道大津与喜屋線馬込橋補修工事)
- 第14 議案第10号 平成28年度長野原町一般会計補正予算(第4号)について
- 第15 議案第11号 平成28年度長野原町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について
- 第16 議案第12号 平成28年度長野原町へき地診療所特別会計補正予算(第2号)について
- 第17 議案第13号 平成28年度長野原町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)について



第18 議案第14号 平成28年度長野原町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）  
について

第19 議案第15号 平成28年度長野原町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）に  
ついて

第20 議案第16号 平成28年度長野原町介護保険特別会計補正予算（第3号）について

第21 議案第17号 平成28年度長野原町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）に  
ついて

---

### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

### 出席議員（10名）

|    |     |     |     |    |      |
|----|-----|-----|-----|----|------|
| 1番 | 篠原  | 茂君  | 2番  | 富澤 | 重男君  |
| 3番 | 入澤  | 信夫君 | 4番  | 浅井 | 進君   |
| 5番 | 入澤  | 勝彦君 | 6番  | 黒岩 | 巧君   |
| 7番 | 浅沼  | 克行君 | 8番  | 牧山 | 明君   |
| 9番 | 大羽賀 | 進君  | 10番 | 豊田 | 銀五郎君 |

### 欠席議員（なし）

---

### 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

|             |    |      |        |    |      |
|-------------|----|------|--------|----|------|
| 町長          | 萩原 | 睦男君  | 副町長    | 市村 | 敏君   |
| ダム担当<br>副町長 | 佐藤 | 修二郎君 | 教育長    | 市村 | 隆宏君  |
| 総務課長        | 唐沢 | 健志君  | 町民生活課長 | 野口 | 純一君  |
| 税務課長        | 湯本 | 満君   | 出納室長   | 松本 | こづ江君 |
| 建設課長        | 唐沢 | 正人君  | ダム対策課長 | 篠原 | 博信君  |
| 上下水道課長      | 都丸 | 斉君   | 教育課長   | 矢野 | 今朝治君 |
| 産業課長        | 野口 | 芳夫君  | 企画政策課長 | 中村 | 剛君   |

---

### 職務のため出席した者の職氏名

事務局長 土屋靖彦 書記 平林佑樹

開会 午後 1時30分

◎開会の宣告

○議長（大羽賀 進君） ただいまの出席議員は10名であります。

地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますので、これより平成28年12月第4回長野原町議会定例会を開会いたします。

---

◎開議の宣告

○議長（大羽賀 進君） 直ちに本日の会議を開きます。

---

◎議事日程の報告

○議長（大羽賀 進君） 本日の議事日程は配付のとおりであります。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（大羽賀 進君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第117条の規定により、議長において5番、入澤勝彦君、6番、黒岩巧君を指名いたします。

---

◎会期の決定

○議長（大羽賀 進君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。会期は、去る11月21日開催の議会運営委員会において協議の結果、2日目

を8日、3日目を15日に予定したところでございます。

会期は、本日から15日までの15日間とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大羽賀 進君） 異議なしと認め、さよう決しました。

なお、会期日程表は配付のとおりでありますので、参考にしていただきたいと思ひます。

---

### ◎諸報告

○議長（大羽賀 進君） 日程第3、諸報告は議会運営委員会、例月出納検査、議会活動等の報告であります。

まず、議会運営委員会の報告を求めます。

委員長、豊田銀五郎君。

〔議会運営委員長 豊田銀五郎君 登壇〕

○議会運営委員長（豊田銀五郎君） 議長の指名により、議会運営委員会の報告を行います。  
本委員会は、下記事項について協議したので報告します。

#### 記

1. 委員会開催日 平成28年11月21日（月）午前10時より

2. 出席者 ごらんいただきたいと思ひます。

3. 協議事項

（1）全員協議会について

次第書のとおり了承した。（開催日12月1日本会議前）

（2）12月議会定例会の日程について

12月1日（木）～15日（木）までの15日間とした。

{初日1日（木）・2日目8日（木）・最終日15日（木）}

（3）提出案件について（本会議）

提案のとおり了承した。

（4）会期及び議事日程について

会期及び議事日程のとおり了承した。

（5）議会ハッ場ダム対策会議について

次第書のとおり了承した。（開催12月8日本会議前）

(6) 議会活動報告について

報告書のとおり了承した。

(7) 委員会の閉会中の継続審査、調査の申し出について

議長へ申し出ることとした。

(8) その他

1) 当面の行事予定等については、予定表のとおり了承した。

2) 平成29年2月議会臨時会は下記の予定で開催することとした。

・議会運営委員会 平成29年2月2日（木）午前10時開催とした。

・2月議会臨時会 平成29年2月14日（火）とした。

3) その他

・財政健全化判断比率等に関する説明会並びに新庁舎及び住民総合センターの基本設計の進捗状況等の説明会を議会最終日、本会議終了後開催することとした。

・議会最終日、議員・特別職・課長以上職員で懇親会を行うこととした。

4. 閉 会（午前11時10分）

以上、朗読をもって報告といたします。

○議長（大羽賀 進君） 議会運営委員会の報告は終了いたしました。

特に質問がありましたらお願いをいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大羽賀 進君） 質疑を終結いたします。

委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大羽賀 進君） 異議なしと認め、委員長の報告のとおり決しました。

以上で議会運営委員会の報告を終結いたします。

次に、例月出納検査の報告を求めます。

監査委員、入澤勝彦君。

〔監査委員 入澤勝彦君 登壇〕

○監査委員（入澤勝彦君） 議長の指名によりまして、例月出納検査の報告を行います。

お手元に9月29日に検査した8月分と11月29日に検査した9、10と3部資料が行っていると思いますけれども、10月分のみで説明させていただきます。

地方自治法第235条の2第1項の規定により、平成28年10月分の例月出納検査を実施したので、同条第3項の規定により検査結果に関する報告書を提出する。

## 第1 検査の概要

### 1、検査の対象

平成28年10月分の一般会計、特別会計に係る現金、預金等の出納保管状況及び事業会計に係る現金、預金等の出納保管状況。

### 2、検査の実施日

平成28年11月29日

### 3、実施した検査手続

検査の対象となった現金等の出納について、会計管理者から提出された資料と各金融機関の預金及び借入金の残高証明書、関係諸帳簿等との照合その他、通常実施すべき検査手続を実施した。

## 第2 一般会計、特別会計収支の状況

表についてはごらんいただきたいと思います。

平成28年10月末現在における現金、預金の金額及び会計管理者から提出された収支計算書、その他の資料に記載されたこれらの金額は、いずれも関係諸帳簿等の記載金額と一致し、計数上の誤りはないものと認められた。一般会計、特別会計の収支の状況は、次のとおりであります。

### (1) 一般会計

収入、町税1億982万1,621円から諸収入の1億6,592万5,431円まで、合計3億5,643万6,052円。支出、議会費278万7,703円から繰越明許費2,000万4,700円、合計2億8,073万2,708円。

### (2) 国民健康保険特別会計

収入、国民健康保険税1,788万2,476円から諸収入の3万7,100円まで、合計6,333万7,648円。支出、総務費127万3,172円から保健事業費の33万6,940円まで、合計6,932万8,389円。

### (3) へき地診療所特別会計

収入、診療収入444万340円から諸収入の34万6,250円まで、482万8,066円。支出、総務費264万423円、医業費206万1,635円、合計470万2,058円。当月分の診療実績は診療人数20日、延べ患者数487人（1日平均24.4人）、往診21人で、

請求点数は44万6,693点であります。

(4) 簡易水道事業特別会計

収入、使用料及び手数料から諸収入88万8,900円、合計511万1,690円。支出、簡易水道費244万9,692円、合計244万9,692円。

(5) 農業集落排水事業特別会計

収入、使用料及び手数料12万9,880円、合計12万9,880円。支出、農林水産業費1,246万847円、合計1,246万847円。

(6) 公共下水道事業特別会計

収入、使用料及び手数料57万1,060円、合計57万1,060円。支出、土木費598万7,664円、合計598万7,664円。

(7) 介護保険特別会計

収入、保険料42万8,700円から県の支出金493万9,000円まで、合計2,455万2,354円。支出、総務費35万6,008円から地域支援事業109万1,563円、合計3,863万9,218円。

(8) 生活再建支援事業特別会計

収入はございませんでした。支出で総務費134万円、合計134万円。

(9) 後期高齢者医療特別会計

収入、後期高齢者医療保険料202万6,900円、諸収入21万4,102円、合計224万1,002円。支出、総務費4,365円、合計4,365円。

(10) 浄化槽整備事業特別会計

収入、使用料及び手数料1万3,700円、合計1万3,700円。支出、土木費5,684円、合計5,684円。

(11) 浅間園事業特別会計

収入、営業収入134万8,990円、諸収入9,332円、合計135万8,322円。支出、総務費230万8,558円、合計230万8,558円です。

### 第3 事業会計収支の状況

表についてはごらんいただきたいと思います。

平成28年10月末日現在における各事業会計の現金、預金及び管理者等から提出された試算表、その他の資料に記載されたこれらの金額は、いずれも関係諸帳簿等の記載金額と一致し、計数上の誤りはないものと認められた。

各会計別収支の状況は、次のとおりであります。

(1) 浅間上水道事業会計

収入、営業収入205万4,808円、営業外収益1万1,280円、合計206万6,088円。

支出、営業費用608万3,115円、合計680万3,115円。

(2) 北軽井沢簡易水道事業会計

収入、営業収入679万4円、営業外収益24万8,400円、合計703万8,404円。支出、

営業費用559万5,215円、合計559万5,215円。

以上、朗読をもって報告とさせていただきます。

○議長（大羽賀 進君） 例月出納検査の報告は終了いたしました。

特に質問がありましたらお願いをいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大羽賀 進君） 質疑を終結いたします。

監査委員の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大羽賀 進君） 異議なしと認め、監査委員の報告のとおり決しました。

以上で例月出納検査の報告を終結いたします。

次の議会活動報告、行事予定表については、配付のとおり了承いただきたいと思います。

---

◎陳情の付託

○議長（大羽賀 進君） 日程第4、陳情の付託であります。

陳情の付託は、11月30日までに受け付けされた6件であります。配付文書表のとおり、所管の委員会に付託しますので、審査をお願いをいたします。

---

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大羽賀 進君） 日程第5、議案第1号 長野原町中小企業及び小規模企業振興基本条例制定についてを議題といたします。



初めに、町長の提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 萩原睦男君 登壇〕

○町長（萩原睦男君） 議案第1号 長野原町中小企業及び小規模企業振興基本条例制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の条例制定は、平成26年6月に小規模企業振興基本法が公布され、群馬県においては本年4月に群馬県小規模企業振興条例を制定しております。当町においても中小企業及び小規模企業の振興を図り、地域経済の活性化を推進するために本条例を制定するものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明をさせますので、ご審議の上ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大羽賀 進君） 続いて、担当課長より内容説明を求めます。

産業課長。

○産業課長（野口芳夫君） 議案第1号 長野原町中小企業及び小規模企業振興基本条例制定についてご説明を申し上げます。

中小企業及び小規模企業は就業の機会の提供、地域経済の安定、地域住民の生活の向上、新たな産業の創出など地域の経済基盤、社会基盤を支える重要な存在でございます。

今回の条例制定は、小規模企業振興基本法及び群馬県小規模企業振興条例において小規模企業の振興に関する施策の実施のため、国・県、市町村、関係団体等が相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならないと規定されており、その趣旨を踏まえ、中小企業を含めた小規模企業対策の一層の推進を図るための基本方針について、本条例を制定するものでございます。

なお、長野原町商工会からは条例制定の要望書が提出されております。

主な内容でございますが、2枚目の長野原町中小企業及び小規模企業振興基本条例をごらんください。

第1条、目的では、中小企業及び小規模企業が町における経済の発展に果たす役割の重要性を鑑み、その振興について基本理念を定め、町の責務、事業者及び商工会の役割等を明らかにするとともに、中小企業等の振興に関する施策を推進することにより、中小企業等の成長・発展並びに地域経済の活性化及び町民生活の向上に寄与することを目的としております。

第2条では、第1号で中小企業者、第2号で小規模企業者、第3号で中小企業等関係団体、

第4号で金融機関等の用語の定義を定めております。

第3条では、中小企業等の振興についての基本理念を定め、同条第5項では商工会や農業協同組合等の関係団体、国・県、町の連携を規定しております。

2ページの第4条では町の責務を、第5条では中小企業者等の取り組みを、第6条では中小企業と関係団体の役割、第7条では金融機関等の役割を定めております。

第8条では、本条例施行後、第5次総合計画並びに地方創生総合戦略等を踏まえて策定いたします中小企業及び小規模企業振興基本計画について定めております。

3ページにかけての第9条では中小企業等の振興に関する基本的施策を、第10条では財政上の措置を、第11条では委任の規定を定めております。

附則でございますが、この条例は平成29年4月1日から施行いたします。

以上よろしく願いいたします。

○議長（大羽賀 進君） 説明が終了しましたので、質疑を行います。

6番。

○6番（黒岩 巧君） 議案第1号 長野原町中小企業及び小規模企業振興基本条例の制定についてなんですけれども、こちらの条例案について賛成意見を述べさせていただきたいと思っております。

私、長野原町商工会の副会長も務めておりまして、商工会の中でぜひ中小企業の支援、振興のために、このような条例を制定しなければいけないということで、郡内6町村が同じような内容で条例制定を進めております。ぜひとも皆さまのご賛同いただきまして、条例が制定されますように、よろしく願いいたします。

○議長（大羽賀 進君） ほかにございますでしょうか。

〔発言する者なし〕

○議長（大羽賀 進君） 質疑を終結いたします。

議案の委員会付託、討論を省略し、直ちに採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大羽賀 進君） 異議なしと認め、直ちに採決いたします。

お諮りします。議案第1号 長野原町中小企業及び小規模企業振興基本条例制定については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大羽賀 進君） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大羽賀 進君） 日程第6、議案第2号 長野原町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

初めに、町長の提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 萩原睦男君 登壇〕

○町長（萩原睦男君） 議案第2号 長野原町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の条例改正は、本年度の人事院勧告により公務員の給与改定が閣議決定されたことを受け、本町職員の月例給並びに勤勉手当の引き上げ等を行うため、本条例を改正するものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明をさせますので、ご審議の上ご議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（大羽賀 進君） 続いて、担当課長より内容説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（唐沢健志君） それでは、議案第2号 長野原町職員の給与に関する条例の一部改正につきましてご説明させていただきます。

今回の一部改正につきましては、平成28年10月14日の人事院勧告を完全実施するという閣議決定に基づき、国会に提出された一般職給与法の改正案に準じて改正するものでございます。

2枚目1ページをごらんいただきたいと思います。

第1条では職員及び再任用職員の勤勉手当及び給料の引き上げに伴う改正、第2条では主に扶養手当の段階的見直しに伴う改正、また1条で引き上げました勤勉手当を次年度以降6月期と12月期に振り分けるための改正。

続きまして、2ページに移りますが、2ページ下段の附則でございます。

附則第1条では公布日からの施行とし、職員給料は4月1日にさかのぼり適用、勤勉手当

は12月1日の適用、扶養手当の見直し及び勤勉手当の振り分けは来年4月1日からの適用とし、第2条では給料引き上げの遡及適用に伴う差額支給の関係を、3ページ、第3条では主に扶養手当の30年度完全見直しに向けた29年度の額を定め、4ページでございますが、4ページ以降の第4条では規則への委任を定めてございます。

続きまして、10ページのほうをごらんいただきたいと思えます。

10ページの新旧対照表をごらんください。

第1条関係でございますが、19条2項1号では職員の勤勉手当について12月支給を0.1月分引き上げ、2号では再任用職員の勤勉手当について12月支給を0.05月分引き上げてございます。

11ページの附則20項では、55歳を超える職員の特例措置に係る減給支給率について12月支給を0.15%分追加してございます。

また、1ページ目の条文に戻っていただきたいと思えますが、条文第1条の最下段にありますが、別表1の行政職及び別表2の医療職給料表の改正につきまして、5ページから9ページにかけ、こちらは新たな給料表でございますが、平均0.2%引き上げてございます。

初級、若年層につきましては最大1,500円、高齢職員といいますが、年齢を重ねている職員につきましては400円、再任用につきましても400円の昇給ということで平均0.2%というものでございます。

次に、また12ページに戻っていただきたいと思えますが、第2条関係でございます。

第4条では昇給基準を新たに追加し、第9条では13ページまでにかけて、3項の扶養手当の月額を配偶者は1万3,000円から6,500円に、子につきましては6,500円から1万円に、29年度、30年度で段階的に見直すもので、父母等につきましては6,500円に変更はございません。

第10条では、15ページにかけて、扶養親族の要件について内容を修正してございます。

16ページに移りまして、第16条では給与額の算出方法を労基法に合わせ変更し、第19条では先ほど説明しました勤勉手当を次年度以降6月期と12月期に振り分ける改正でございます。

17ページの附則では、19項で給与額の算出変更に伴う改正、20項で55歳を超える職員に対する減額支給率の変更に伴う改正でございます。よろしくお願いたします。

○議長（大羽賀 進君） 説明が終了しましたので、質疑を行います。

8番。

○8番（牧山 明君） 改正の趣旨等はおおむねわかったんですが、これで給与費というか、

町が予算的にふやさなければならない分というのはどのくらいになるのでしょうか。

○議長（大羽賀 進君） 総務課長。

○総務課長（唐沢健志君） 現在お手元に資料はございませんが、昨年行いました総合的見直しというものがございまして、こちらに該当する職員が55名ほどおりますので、今回の人勧に伴う増加の該当職員は48名ということでございます。平均額で1,231円アップするものでございますので、48掛ける1,231円ということで、おおよそ6万円程度の給与分のアップと、全体でそのような形になろうかと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（大羽賀 進君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大羽賀 進君） 質疑を終結いたします。

議案の委員会付託、討論を省略し、直ちに採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大羽賀 進君） 異議なしと認め、直ちに採決いたします。

お諮りします。議案第2号 長野原町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大羽賀 進君） 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大羽賀 進君） 日程第7、議案第3号 長野原町町長、副町長及び教育長の諸給与条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

初めに、町長の提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 萩原睦男君 登壇〕

○町長（萩原睦男君） 議案第3号 長野原町町長、副町長及び教育長の諸給与条例の一部を改正する条例制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の条例改正は、本年度の人事院勧告による職員の勤勉手当引き上げ等に伴い、町長、

副町長及び教育長の期末手当を引き上げるため、本条例を改正するものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明をさせますので、ご審議の上ご議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（大羽賀 進君） 続いて、担当課長より内容説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（唐沢健志君） それでは、議案第3号 長野原町町長、副町長及び教育長の諸給与条例の一部改正につきましてご説明させていただきます。

今回の改正につきましては、町長説明のとおり、職員の勤勉手当引き上げに伴い、期末手当を引き上げるものでございます。

2枚目裏面の新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

上段の第1条関係では、第5条第2項中の12月の期末手当について100分の217.5を227.5とし、0.1月分引き上げるもので、28年4月1日にさかのぼり適用するものでございます。

また、下段の第2条関係では4月にさかのぼり引き上げる0.1月分を6月期と12月期の期末手当に振り分けるもので、29年4月1日からの施行としてございます。

よろしく願いいたします。

○議長（大羽賀 進君） 説明が終了しましたので、質疑を行います。

8番。

○8番（牧山 明君） 先ほどと同じ質問なのですが、この条例変更で増加する額というのはどのくらいになりますか。

○議長（大羽賀 進君） 総務課長。

○総務課長（唐沢健志君） 現在、町長の給料につきましては60万円ということでございますので、その0.1月分ということで6万円の増、副町長につきましては49万9,200円ということでございますので、この0.1月分4万9,920円、教育長につきましては46万1,600円でございますので4万6,160円の増というようなかたちになろうかと思っております。

よろしく願いいたします。

○議長（大羽賀 進君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大羽賀 進君） 質疑を終結いたします。

議案の委員会付託、討論を省略し、直ちに採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大羽賀 進君） 異議なしと認め、直ちに採決いたします。

お諮りします。議案第3号 長野原町町長、副町長及び教育長の諸給与条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大羽賀 進君） 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大羽賀 進君） 日程第8、議案第4号 長野原町議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

初めに、町長の提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 萩原睦男君 登壇〕

○町長（萩原睦男君） 議案第4号 長野原町議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の条例改正は、本年度の人事院勧告による職員の勤勉手当引き上げ等に伴い、議員の期末手当を引き上げるため、本条例を改正するものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明をさせますので、ご審議の上ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大羽賀 進君） 続いて、担当課長より内容説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（唐沢健志君） それでは、議案第4号 長野原町議会の議員報酬等に関する条例の一部改正につきましてご説明させていただきます。

今回の改正につきましては、町長説明のとおり、職員の勤勉手当引き上げに伴い、期末手当を引き上げるものでございます。

2枚目裏面の新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

先ほどご説明しました特別職の改正と同様、上段の第1条関係では12月の期末手当について100分の217.5を227.5と0.1月分引き上げ、28年4月1日にさかのぼり適用し、下段の第2

条関係では4月にさかのぼり引き上げる0.1月分を6月期と12月期の期末手当に振り分けるもので、29年4月1日からの施行としてございます。

よろしくお願ひいたします。

○議長（大羽賀 進君） 説明が終了しましたので、質疑を行います。

8番。

○8番（牧山 明君） また同じ質問なんですが、この条例変更で増加する分は幾らになりますか。

○議長（大羽賀 進君） 総務課長。

○総務課長（唐沢健志君） こちらにつきましては、次回説明させていただきます補正予算の項にございますが、議員さん皆さんで23万円程度アップするものでございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（大羽賀 進君） ほかにございますか。

〔発言する者なし〕

○議長（大羽賀 進君） 質疑を終結いたします。

議案の委員会付託、討論を省略し、直ちに採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大羽賀 進君） 異議なしと認め、直ちに採決いたします。

お諮りします。議案第4号 長野原町議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大羽賀 進君） 異議なしと認めます。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大羽賀 進君） 日程第9、議案第5号 長野原町税条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

初めに、町長の提案理由の説明を求めます。

町長。



〔町長 萩原睦男君 登壇〕

○町長（萩原睦男君） 議案第5号 長野原町税条例の一部を改正する条例制定について提案理由のご説明を申し上げます。

今回の条例改正は、地方税法の一部改正に伴い、本条例を改正するものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明をさせますので、ご審議の上ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大羽賀 進君） 続いて、担当課長より内容説明を求めます。

税務課長。

○税務課長（湯本 満君） それでは、先ほど町長の説明にありました議案第5号 長野原町税条例の一部を改正する条例制定についてご説明させていただきます。

今回の条例改正は、地方税法の改正に伴うものでございます。

この中で、この改正につきましては4点のいろいろな改正の部分から成り立っておりますので、それについてちょっと説明させていただきます。

まず1点については、延滞金に係る法改正に伴う規定整備、もう1点が地域決定型地方特例措置、いわゆるわがまち特例という法律ですね。特例の措置ですね。その新設に伴う改正。もう1点が医療費控除の特例について、もう1点、外国居住者等所得相互免除法の改正に伴う改正、この4点による改正になります。

この改正につきましては内容もわかりづらく、直接住民の方々に係るところ以外は概略を申し上げさせていただきます。

改正内容は、1条の改正と2条の改正に分けて新旧対照表にて説明させていただきたいと思えます。

まず1条の改正について、長野原町税条例改正の一部改正でございますけれども、まず6枚目、23分の1と書いてあるページをごらんいただければと思えます。

左が現行で右が改正後になります。

初めに、19条につきましては、平成26年12月12日の最高裁判所で判決が出ました延滞金の扱いが明確化されたことに伴う改正になります。その改正に伴い、地方税においても申告後の減税ですかね、減額補正され、その後さらに増額補正または修正申告あった場合の延滞金の取り扱いが変更となったことに伴います。この変更は、修正申告書の提出または納付すべき税額を増額させる更正があった場合において、延滞金の計算期間から一定の期間を控除して計算するという所要の規定の整理でございます。

次に、2ページ中段、第34条の2の前段の改正部分につきましては、附則第6条の医療費控除の特例による読みかえで、後段につきましては3ページ、第34条の6、34条の7、4ページの34条の8、第34条の9及び4ページから5ページの第35条の改正と同様に附則第20条の2第1号及び第2号の特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例の改正に伴う規定整備となります。

こちらは附則第6条と20条、この後またご説明させていただきます。

続いて5ページ、6ページの第43条、7ページからの第48条第5項、10ページの第50条第4項の改正でございますが、こちらは19条の改正と同様、延滞金に係る法改正に伴う規定の整備となります。

続きまして、12ページになりますが、附則第5条、13ページの第7条、第7条の3及び第7条の3の2の改正は、こちらも附則第20条に第2項第1号の特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例の改正に伴う規定整備でございます。

続いて、附則第6条の改正ですが、この医療費控除の特例につきましては、所得税法等の一部改正により、租税特別措置法において特定一般医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例になります。いわゆるスイッチOTC薬控除という形になりますかね、により要指導医療医薬品及び一般医薬品のうち医療の療養から転用された医薬品の購入について、平成30年度から34年度までの間、個人の町民税に限り控除を受けることができるということになっております。

次に、14ページになります。

附則第10条の2固定資産に関する内容で、地方税法附則第15条29項及び第33項第1号から2号に規定されているもので、市町村の条例で定める、いわゆるわがまち特例に関するものです。新たに7号及び10号から14号並びに第18号を設けるものでございます。

まず、第7号の附則第15条第29項は、津波対策用の償却資産について規定しております。10号の附則第15条第33項イは太陽光を電気に変換する再生可能エネルギー発電施設、第11号のロは風力を電気に変換する再生可能エネルギー発電施設、第12号の附則第15条第33項第2号イは水力を電気に変換する再生可能エネルギー発電施設になります。第13号のロは地熱を電気に変換する再生可能エネルギー発電施設、第14号のハはバイオマスを電気に変換する再生可能エネルギー発電施設の付加技術における価格、いわゆる基準年度の価格に乗ずる率を定め、基準年度の価格を設けるものでございます。

また、18号ロ附則第15条、第42条は都市再生特別措置法第97条に規定する認定優良事業者

が有する公共施設、家屋及び償却資産に係る固定資産について規定したものでございます。

次に、附則第20条の2の改正につきましてご説明させていただきます。

所得税法等の一部改正する法律が28年3月31日に公布されました。その同法の8条により、外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等非課税等に関する法律の一部改正により、改正が行われるものでございます。

内容は、外国居住者等に係る特例適用利子等及び特例配当等、これは利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得などがそれに当たります。の有するものに対して当該特例適用利子等及び特例適用利子配当等の額に係る所得を分離課税するものでございます。

続いて、附則第20条の3ですが、前条の新設による条ずれと条ずれによる文言の修正でございます。

続いて、第2条による改正ですけれども、こちらまず附則第6条町たばこ税に関する経過措置の改正ですが、町税条例第19条の改正に伴う所要の改正でございます。

続いて、附則をご説明申し上げます。こちらについては新旧対照表がございませんので、改め文の8ページに戻っていただければと思います。

第1条の施行期日ですが、この条例は平成29年1月1日から施行し、第1条中の町税条例附則第6条については、平成30年1月1日から施行することが規定されております。

また、第2条につきましては、町民税に関する経過措置について延滞金に係る法改正に伴う規定整備と外国居住者等所得相互免除法の改正に伴う改正による経過措置となります。

第3条は固定資産に関する経過措置について1条の附則10条の2のわがまち特例に関する経過措置となります。

以上で説明は終わりますが、なかなかうまく説明することができなかつたんですけれども、理解しづらかったと思いますが、何とぞよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（大羽賀 進君） 説明が終了しました。質疑を行います。

8番。

○8番（牧山 明君） 内容が非常に膨大でちょっと理解できないところがいっぱいなんですけれども、要は延滞税の期間の問題と割引というか、14. 幾つが本来の税率なんでしょうけれども、それを適用しない期間等のことが言われているのかなというふうに判断をしたんですが、もうちょっとわかりやすく言うと、それがどのくらいの期間で、ここからここまでは7. 幾つで、ここから以降は14. 幾つでとか、あとは何年たったら消滅するとかって、そこら辺のところをちょっと補足説明をお願いします。

○議長（大羽賀 進君） 税務課長。

○税務課長（湯本 満君） それでは、その延滞の期間ということでございますけれども、まず減額更正が納税者から更正の請求に基づいて、出た日から1年を経過するまでの間を除くような計算になります。それで今まで延滞金をかけていた以前の1年前の人たちはそれかからないんですけれども、現年という形で1年に限って延滞金が要は控除されるという期間になります。それについては100が50ということで半額になるという形になります。

以上でよろしいでしょうか。お願いいたします。

○議長（大羽賀 進君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大羽賀 進君） 質疑を終結いたします。

議案の委員会付託、討論を省略し、直ちに採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大羽賀 進君） 異議なしと認め、直ちに採決いたします。

お諮りします。議案第5号 長野原町税条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大羽賀 進君） 異議なしと認めます。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大羽賀 進君） 日程第10、議案第6号 長野原町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

初めに、町長の提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 萩原睦男君 登壇〕

○町長（萩原睦男君） 議案第6号 長野原町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の条例改正は、地方税法の一部改正に伴い、本条例を改正するものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明をさせますので、ご審議の上ご議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（大羽賀 進君） 続いて、担当課長より内容説明を求めます。

税務課長。

○税務課長（湯本 満君） それでは、議案第6号 長野原町国民健康保険税条例の一部改正についてご説明させていただきます。

これらの条例改正につきましては、所得税法の一部改正に伴う地方税法の改正により改正されるものでございます。

こちらで議案第5号の長野原町税条例の一部改正と同じなんですけれども、外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律の一部改正が行われ、これにより今回、国民健康保険税条例の改正が行われるものでございます。

改正内容につきましては、また新旧対照表にて説明させていただければと思います。

1枚めくっていただいて、7-1と書いてあるページをよろしくお願ひします。

こちらについては、条例第3条、第23条について一部条文の整備でございます。

附則第10項、第11項について、外国人居住者等所得相互免除法により改正を行うものでございます。内容は、町民税で分離課税されている特例適用利子等の額及び特例適用配当等の額を、国民健康保険税の所得額の算定及び軽減判定に用いる総所得額に含めるものでございます。

12項、13項は10項、11項の新設による項ずれとなります。

税条例のほうでは分離課税という形になりますが、国民健康保険税のほうにつきましては、こちらが含まれるという形になります。

以上で説明を終了しますが、よろしくお願ひいたします。

○議長（大羽賀 進君） 説明が終了しましたので、質疑を行います。

〔発言する者なし〕

○議長（大羽賀 進君） 質疑を終結いたします。

議案の委員会付託、討論を省略し、直ちに採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大羽賀 進君） 異議なしと認め、直ちに採決いたします。

お諮りします。議案第6号 長野原町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大羽賀 進君） 異議なしと認めます。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩いたします。

2時35分から再開いたします。

休憩 午後 2時25分

休憩 午後 2時35分

○議長（大羽賀 進君） 会議を再開いたします。

---

◎議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大羽賀 進君） 日程第11、議案第7号 長野原町農業委員会の選挙による委員の定数条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

初めに、町長の提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 萩原睦男君 登壇〕

○町長（萩原睦男君） 議案第7号 長野原町農業委員会の選挙による委員の定数条例の一部を改正する条例制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の条例改正は、農業委員会等に関する法律の改正に伴い、本条例を改正するものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明をさせますので、ご審議の上ご議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（大羽賀 進君） 続いて、担当課長より内容説明を求めます。

産業課長。

○産業課長（野口芳夫君） 議案第7号 長野原町農業委員会の選挙による委員の定数条例の一部を改正する条例制定についてご説明申し上げます。

今回の条例改正は、先ほどの全員協議会で報告・了承いただきました農業委員会等に関する法律の改正に伴う変更により、本条例の一部を改正するものでございます。

新旧対照表によりご説明をいたしますので、資料の3枚目、新旧対照表をごらんいただきたいと思っております。

まず題名ですが、「長野原町農業委員会の選挙による委員の定数条例」を「長野原町農業委員会の委員等の定数条例」に改め、改正後の第1条では農業委員会の委員並びに農地利用最適化推進委員の定数を定める規定の追加を、第2条では「農業委員会の選挙による委員の定数」を「農業委員会の委員の定数」に改めます。

なお、現在の農業委員会の委員の定数は推進委員を含めて15名でございます。

第3条では、新設する推進委員の定数を規定しております。

附則につきましては、新旧対照表の前のページ、改め文に戻っていただきたいと思っております。最後の行でございますけれども、施行期日は任期満了日の翌日の平成29年7月20日からでございます。

以上よろしくお願いたします。

○議長（大羽賀 進君） 説明が終了しましたので、質疑を行います。

8番。

○8番（牧山 明君） 今回の改正が農業委員会とか町の立場からではなく、上からの変更により、こうなってきたということは皆さんご承知のとおりなんですけど、今回のその条例案に関して定数、それからここにはないんですけども、報酬をどうするかということも実はありまして、その中でいろいろ話し合いを農業委員長として町当局とさせていただきました。

その中で、きょうの条例改定案の中にあるとおり、この議場にいるほとんどの方は人事院勧告に従って報酬は自動的に上がったり下がったりということ、大体今回は上がったわけなんですけれども、しかし農業委員その他いろいろな委員の方というのは町の条例を変えない限り、これが上がりません。農業委員会の制度が変わることを機会に、農業委員の報酬もある程度以前の水準に戻したいという気持ちもあり、町当局と交渉してきたんですが、残念ながらそのところはなかなか合意に至らず、ただ定数では当初10人というところを話し合いで、ちょっと仕事の大変さ等も含めて12人にさせていただいたというところで折り合いをつけたという経緯があります。

これはぜひ議場にいる皆さんで考えていただきたいんですが、もう数年前から議員特別職、それから、その他の委員の報酬をもとに戻そうということで、いろいろ話し合いはされてき

ています。しかし、いまだ見通しが立たない中で、今回も残念ながら引き上げして郡内の平均に近づけるといことができませんでした。このままいくと、いつそういうことができるようになるのか全く見えない中で、例えば議会、それから議員特別職については、一方で所得は報酬がふえていくという状況があります。

参考までに、もう1点お聞きしたいんですけれども、町長それから特別職には通常の報酬のほかに退職金という制度があるかと思ひます。これについて大体今幾らになっているのかというところをお聞きしたいと思ひます。

○議長（大羽賀 進君） 総務課長。

○総務課長（唐沢健志君） 特別職の退職金でございます。こちらにつきましては平成17年4月1日に町長等特別職につきまして20%減額というようなことになっておりまして、町村長につきましては、その月額5.2を掛けて、それと勤続年数を掛けるということで、1期ということで4年で計算しますと以前が1,560万円ほどあったものが現在1,248万円ということで、310万円ほど減額となっております。

また、副町長につきましては月額3を掛けて、3.0掛けて、それと勤続年数ということでございます。12を掛けますと、こちらにつきましては以前748万8,000円が599万400円ということで、マイナス150万円ほど減額となっております。

教育長につきましては、月額に2.7を掛けて勤続年数ということでございます。こちらにつきましては、以前は623万1,600円が現在498万5,000円ということでございますので、マイナスの125万円程度というような形になってございます。よろしくお願ひします。

○議長（大羽賀 進君） 8番。

○8番（牧山 明君） 公務員の方は一応年金の制度があつて、その中に議員はもちろん年金の制度がありません。そういう中から数年前から議員は報酬は元に戻してもらいたいということがありました。今伺ったところ、20%減額ではあるけれども、退職金としては非常に率がいいのではないかというふうに思ひます。そういうことを片方でやっていきながら、このほかの願ひした委員さんの報酬はいつまでも引き上げないというのは、ちょっと問題なのかなというふうに思ひるので、その辺をきちんと今後、話し合ひを始めていき、できるだけ早い時期に、できるところから元に戻していくということをぜひやっていただいた上で、きょうの話を採用していただければなというふうに私は思ひますが。

○議長（大羽賀 進君） 町側どうですか、答弁できますか。

副町長。



○副町長（市村 敏君） それでは、牧山議員のご質問に町長が答弁、後でいたしますけれども、その前に関連して退職手当の質問が先ほど出まして、この件なんですけれども、実は市町村長、それから副市町村長、教育長につきましては、群馬県市町村総合事務組合という一部事務組合で決まっているものでございます。したがって、町の条例で定めているものであれば、この点については考えることできるんですけれども、この条例を改正するためには県内の全ての市町村の議決が必要であるということを一応ご理解をいただきたいと思えます。

私のほうからは説明は以上でございます。

○議長（大羽賀 進君） 町長。

○町長（萩原睦男君） 牧山議員の質問にお答えしたいと思いますが、私が町長に就任してから、もう何回か議員の皆さんの報酬とか特別職の報酬のことで議論をさせていただいた、何回か議論をさせていただいたんですが、当初私がお答えしたのは、八ッ場ダムができて、交付金等々の額が決まって将来を見通せるようになったところで、そのとき見通しが立つところで決めていくのがいいんじゃないかということで、皆様に完全にご了承をいただいたわけではないんですけれども、そういう方向でお話をしたことを記憶しております。

ただ、議員のおっしゃることもすごくよくわかりますので、今の財政状況等々を見据えて検討はしていきたいと思っております。

先ほどのボーナスの話、賞与の話に関しましては県で決まっているということでございますが、退職金のことはそうなんですけれども、もし私の給料によって退職金が決まっているわけでございますので、私の給料60万円なのか、それが歴代の町長よりも仕事をしてないとか60万円をもらうにそぐわないというお声もしあるのであれば、いつでも下げる覚悟ができておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（大羽賀 進君） 8番。

○8番（牧山 明君） 私の質問の趣旨というのは、それとは若干ちょっとニュアンスが違いますが、その条例が県で決められているということはあるでしょうけれども、少なくとも町の会計の中から積み立ては企業であれば引き当てですけれども、自治体だから積み立てということになるんですけれども、行っていると思います。1度に全部を戻すと今まで検討してきた中で年間2,000万とかそれ以上かかるという試算が出ています。例えば議会特別職、議員を除いたら、じゃ幾らで済むかという試算も試してみても、まずやれるところから戻していくということが必要なんではないかと思えます。そういうことも含めて町長の考え方をちょ

っと聞かせてもらいたいと思います。

○議長（大羽賀 進君） 町長。

○町長（萩原睦男君） 議長、全員協議会で利用しました資料の活用をちょっとお許しいただきたいんですが。

○議長（大羽賀 進君） はい。

○町長（萩原睦男君） 全員協議会で使いました地区別懇談会のパワーポイントの資料なんですけれども、その2ページ目をちょっとごらんいただきたいんですが。

先月4地区に分けて地区別住民懇談会を開催させていただいたときに使った資料でございますけれども、長野原町の現状を、経常収支比率の平成元年から27年度までの統計グラフをごらんいただいて私も説明させていただいたことがあるんですが、議員の皆さんは経常収支比率と言って私が町民の皆さんに説明したほどの説明しなくてもわかると思いますので、細かいことは説明しませんけれども、平成元年からいろいろなある大きな項目によって上がったり、急激に上がったりということはあったことはご存じかと思っておりますけれども、平成17年か18年ぐらい100%を超えたがために、当時の執行部、そして議員の皆様が行政改革を行ったというふうに私は聞いております。その後、徐々に下がっていきまして、平成19年から平成22年までは急激に下がり、79.8%まで回復したという経緯がございます。

その当時、町の執行部、町長を含めて執行部の皆様と議員の皆様が断腸の思いで苦渋の選択をして決めて行革を行った、それが20%カットだということだというふうに認識しておりますが、その後22年度からまた徐々に徐々に上がっているグラフになってございます。私が聞いた話によりますと、21年でその改革プラン終了しておるというふうに聞いております。

その22年終わった22年のところで、ある程度緩みが出てきたんだというふうに私は思っているんですが、そこでもこの当時の町執行部、そして議員の皆さんはその20%を戻すという決断をしなかった。その歴史を考えますと、そこまで話し合っただけで決断を下した当時の議員の皆さん、ここにはいるのかいらっしやらないのかちょっとわかりませんが、町執行部の皆さん、その考えを暗にたがを外すようなことは私はできないというふうに思っています。

しかし、牧山議員の言うように例えば農業委員、ちょっとわかりませんが、区長の皆さんの報酬を戻すと幾らぐらいになるのかという統計調査はすべきだと私も思っておりますので、その点は早急にさせていただきたいというふうに思います。

そして、平成26年度、私とバトンタッチをして平成27年度少し若干経常収支比率下がっているんですけれども、私、自分で言うのもあれですが、いろいろな新規施策を打ち上

げながら、この経常収支比率下げるといふのは非常に困難なことがあるといふふうにも私も解釈しているんですけれども、来年度の予算編成始まりますけれども、もちろん町を活性化させていくためには新しい事業も行っていかなければならないんですけれども、職員等々には新規事業をするためには財源の確保もやってきてくれと、そういう指示も出しておるところでございます。私の一番懸念しているところは財源の確保でございますので、その部分、均衡がとれば、いつでも私は町民の皆さんのため、特別職の皆さんのため、議員の皆さんのために報酬をアップさせていきたいといふふうにも思う気持ちは変わりません。

そういうものも含めて議員の皆様とも今後ご理解をいただいて、また協議をしていただいて、あるいは議場の外で話をさせていただいて、町の未来を考えていきたいといふふうにも思っています。よろしくをお願いします。

○議長（大羽賀 進君） ほかにございますか。

〔発言する者なし〕

○議長（大羽賀 進君） 質疑を終結いたします。

議案の委員会付託、討論を省略し、直ちに採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大羽賀 進君） 異議なしと認め、直ちに採決いたします。

お諮りします。議案第7号 長野原町農業委員会の選挙による委員の定数条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大羽賀 進君） 異議なしと認めます。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大羽賀 進君） 日程第12、議案第8号 長野原町特別職職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

初めに、町長の提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 萩原睦男君 登壇〕

○町長（萩原睦男君） 議案第8号 長野原町特別職職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の条例改正は、農業委員会等に関する法律の改正に伴い、本条例を改正するものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明をさせますので、ご審議の上ご議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（大羽賀 進君） 続いて、担当課長より内容説明を求めます。

産業課長。

○産業課長（野口芳夫君） 議案第8号 長野原町特別職職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定についてご説明申し上げます。

今回の条例改正は、先ほどの全員協議会で報告・了承いただきました農業委員会等に関する法律の改正に伴う変更により、本条例の一部を改正するものでございます。

ただいま議案第7号で可決いただきました新設された農地利用最適化推進委員の報酬等についての改正でございます。

新旧対照表によりご説明いたしますので、資料の3枚目の新旧対照表をごらんいただきたいと思っております。

重複給与の禁止、第3条の4行目からのただし書きの部分でございますが、「農地利用最適化推進委員」を追加し、同条第3号では同委員の支給率を100分の70と定めるものでございます。

裏面の第2条、報酬別表でございます。現行の農家組合長への報酬は現在支給しておりませんので、この部分を修正させていただきます。区分を農地利用最適化推進委員に改め、報酬を年額15万円と改正するものでございます。

附則につきましては、新旧対照表の前のページの改め文へ戻っていただきたいと思っております。最後の行でございますが、施行期日は平成29年7月20日からでございます。

以上よろしく願いいたします。

○議長（大羽賀 進君） 説明が終了しましたので、質疑を行います。

[発言する者なし]

○議長（大羽賀 進君） 質問がございませんので、質疑を終結いたします。

議案の委員会付託、討論を省略し、直ちに採決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大羽賀 進君） 異議なしと認め、直ちに採決いたします。

お諮りします。議案第8号 長野原町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大羽賀 進君） 異議なしと認めます。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大羽賀 進君） 日程第13、議案第9号 工事委託契約の変更について（町道大津与喜屋線馬込橋補修工事）を議題といたします。

それでは、町長の提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 萩原睦男君 登壇〕

○町長（萩原睦男君） 議案第9号 町道大津与喜屋線馬込橋補修工事の委託契約の変更について提案理由のご説明を申し上げます。

町道大津与喜屋線馬込橋補修工事は、東日本旅客鉄道株式会社に委託し、工事を進めておりますが、事業費の確定により146万6,418円減額し、8,319万1,262円で変更契約を締結するものでございます。

契約目的は町道大津与喜屋線馬込橋補修工事、契約の相手方は東日本旅客鉄道株式会社執行役員高崎支社長、百瀬孝でございます。つきましては、地方自治法第96条第1項第5号及び長野原町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

ご審議の上ご議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（大羽賀 進君） 説明が終了しましたので、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大羽賀 進君） 質疑を終結いたします。

議案の委員会付託、討論を省略し、直ちに採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大羽賀 進君） 異議なしと認め、直ちに採決いたします。

お諮りします。議案第9号 工事委託契約の変更について（町道大津与喜屋線馬込橋補修工事）は、無記名投票により採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大羽賀 進君） 異議なしと認め、直ちに投票を行います。

議場の出入り口を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○議長（大羽賀 進君） ただいまの出席議員は9名であります。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第31条第2項の規定により立会人に1番、篠原茂君、2番、富澤重男君を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○議長（大羽賀 進君） 念のために申し上げます。本案に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載願います。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大羽賀 進君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

〔投票箱点検〕

○議長（大羽賀 進君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

1番から順次前に出て投票をお願いをいたします。

〔投票〕

○議長（大羽賀 進君） 投票漏れはございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（大羽賀 進君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

直ちに開票を行います。

1 番、篠原茂君及び 2 番、富澤重男君、開票の立ち合いをお願いをいたします。

〔開 票〕

○議長（大羽賀 進君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数 9 票

有効投票数 9 票

無効投票数 0 票

有効投票数のうち

賛 成 9 票

反 対 0 票

以上のとおり賛成が多数です。

したがって、議案第 9 号 工事委託契約の変更について（町道大津与喜屋線馬込橋補修工事）は、原案のとおり可決されました。

議場の出入り口を開きます。

〔議場開鎖〕

---

#### ◎議案第 10 号～議案第 17 号の一括上程、説明

○議長（大羽賀 進君） 日程第 14、議案第 10 号から日程第 21、議案第 17 号までを一括議題といたします。

本案は平成 28 年度の一般会計補正予算及び特別会計補正予算であります。

本日のところは議案の提案説明にとどめ、議案の調査に入りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大羽賀 進君） 異議なしと認め、さよう決しました。

それでは、平成 28 年度一般会計補正予算並びに特別会計の補正予算について、提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 萩原睦男君 登壇〕

○町長（萩原睦男君） 議案第 10 号 平成 28 年度長野原町一般会計補正予算（第 4 号）につい

て、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,093万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ83億327万9,000円とするものでございます。

補正の内容ですが、歳出につきましては、議会費で36万4,000円の追加、総務費で1,796万8,000円の追加、民生費で336万6,000円の追加、衛生費で147万3,000円の追加、農林水産業費で373万7,000円の追加、商工費で99万7,000円の追加、土木費で409万1,000円の追加、消防費で76万3,000円の追加、教育費で1,823万8,000円の追加でございます。

これに対する歳入ですが、分担金及び負担金で100万円の追加、国庫支出金で125万8,000円の減額、県支出金で109万8,000円の追加、財産収入で517万3,000円の追加、繰越金で4,197万8,000円の追加、諸収入で294万6,000円の追加でございます。

詳細につきましてはそれぞれ担当課長から説明をさせますので、ご審議の上ご議決賜りますようお願いを申し上げます。

議案第11号 平成28年度長野原町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正は、今年度の医療費の支出見込みに応じ、療養給付費や高額療養費等に不足が生じたため、1,046万2,000円の追加補正を行うものでございます。

これに伴い、歳入では前期高齢者交付金等の補正を行い、歳入歳出それぞれ9億4,889万1,000円とするものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明をさせますので、ご審議の上ご議決賜りますようお願いを申し上げます。

議案第12号 平成28年度長野原町へき地診療所特別会計補正予算（第2号）について、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正は、給与改正による人件費等で78万9,000円の追加補正を行うものでございます。これに伴い、歳入では国保診療収入現年度分を補正し、歳入歳出それぞれ7,155万2,000円とするものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明をさせますので、ご審議の上ご議決賜りますようお願いを申し上げます。

議案第13号 平成28年度長野原町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、歳入歳出それぞれ1,199万8,000円を追加し、歳入歳出予算の



総額を歳入歳出それぞれ4億593万5,000円とするものでございます。

内容としましては、施設補修費及び工事請負費の追加でございます。

詳細につきましては担当課長から説明をさせますので、ご審議の上ご議決賜りますようお願いを申し上げます。

議案第14号 平成28年度長野原町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、歳入歳出それぞれ18万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,207万円とするものでございます。

内容としましては、職員人件費の追加でございます。

詳細につきましては担当課長から説明をさせますので、ご審議の上ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議案第15号 平成28年度長野原町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、歳入歳出それぞれ29万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億152万6,000円とするものでございます。

内容としましては、職員人件費の追加でございます。

詳細につきましては担当課長から説明をさせますので、ご審議の上ご議決賜りますようお願い申し上げます。

続いて、議案第16号 平成28年度長野原町介護保険特別会計補正予算（第3号）について、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正は、包括的支援事業及び第1号被保険者還付加算金事業について追加補正を行うもので、歳入歳出それぞれ2万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億2,763万1,000円とするものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明をさせますので、ご審議の上ご議決賜りますようお願い申し上げます。

最後に、議案第17号 平成28年度長野原町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正は、保険基盤安定負担金等の追加に伴う広域連合への納付金の追加補正を行うもので、歳入歳出それぞれ4万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,177万2,000円とするものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明をさせますので、ご審議の上ご議決賜りますようお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（大羽賀 進君） 提案説明が終了しました。

担当課長の内容説明並びに質疑については次回といたします。

---

#### ◎散会について

○議長（大羽賀 進君） お諮りします。本日はこれにて散会とし、次回は8日でございます。

2日から7日まで休会にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大羽賀 進君） 異議なしと認め、さよう決しました。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（大羽賀 進君） 以上で散会といたします。

ご協力ありがとうございました。

閉会 午後 3時13分

第 4 回 定 例 町 議 会

( 第 2 号 )

## 平成28年12月第4回長野原町議会定例会

### 議事日程(第2号)

平成28年12月8日(木曜日)午後1時開議

開議の宣告

議事日程の報告

- 第 1 議案第10号 平成28年度長野原町一般会計補正予算(第4号)について
- 第 2 議案第11号 平成28年度長野原町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について
- 第 3 議案第12号 平成28年度長野原町へき地診療所特別会計補正予算(第2号)について
- 第 4 議案第13号 平成28年度長野原町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)について
- 第 5 議案第14号 平成28年度長野原町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)について
- 第 6 議案第15号 平成28年度長野原町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)について
- 第 7 議案第16号 平成28年度長野原町介護保険特別会計補正予算(第3号)について
- 第 8 議案第17号 平成28年度長野原町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について
- 第 9 陳情の取下げについて

---

### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

### 出席議員(10名)

|    |    |     |    |    |     |
|----|----|-----|----|----|-----|
| 1番 | 篠原 | 茂君  | 2番 | 富澤 | 重男君 |
| 3番 | 入澤 | 信夫君 | 4番 | 浅井 | 進君  |
| 5番 | 入澤 | 勝彦君 | 6番 | 黒岩 | 巧君  |

7番 浅沼克行君

8番 牧山明君

9番 大羽賀進君

10番 豊田銀五郎君

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

|         |        |        |        |
|---------|--------|--------|--------|
| 町長      | 萩原睦男君  | 副町長    | 市村敏君   |
| ダム担当副町長 | 佐藤修二郎君 | 教育長    | 市村隆宏君  |
| 総務課長    | 唐沢健志君  | 町民生活課長 | 野口純一君  |
| 税務課長    | 湯本満君   | 出納室長   | 松本こづ江君 |
| 建設課長    | 唐沢正人君  | ダム対策課長 | 篠原博信君  |
| 上下水道課長  | 都丸斉君   | 教育課長   | 矢野今朝治君 |
| 産業課長    | 野口芳夫君  | 企画政策課長 | 中村剛君   |

---

職務のため出席した者の職氏名

事務局長 土屋靖彦 書記 平林佑樹

開議 午後 1時00分

◎議長挨拶

○議長（大羽賀 進君） 定例会2日目となりました。大変ご苦労さまでございます。

また、先ほどの八ッ場ダム対策会議におかれましては、活発なご意見を賜り、大変ありがとうございました。

本日は、初日に提案されました平成28年度の一般会計及び各特別会計の補正予算の内容説明、審議等お世話になるわけでございます。ご了承の上、ご協力をお願いいたします。

それでは、早速本会議を始めたいと思います。

---

◎開議の宣告

○議長（大羽賀 進君） ただいまの出席議員は10名であります。

地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

---

◎議事日程の報告

○議長（大羽賀 進君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

---

◎議案第10号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大羽賀 進君） 日程第1、議案第10号 平成28年度長野原町一般会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

本案は初日に上程し、提案説明まで終了しております。

順次担当課長の内容説明を求めます。

初めに、総務課長。

○総務課長（唐沢健志君） 議案第10号 平成28年度長野原町一般会計補正予算（第4号）につきましてご説明いたします。

今回の補正につきましては、歳入歳出それぞれ5,093万7,000円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ83億327万9,000円とするものでございます。

1枚返していただきまして、1ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正の歳入でございますが、12款分担金及び負担金では、2項負担金で100万円の追加。

14款国庫支出金では、2項国庫補助金で125万8,000円の減額。

15款県支出金では、1項県負担金から3項委託金まで、合わせまして109万8,000円の追加。

16款財産収入では、1項財産運用収入で517万3,000円の追加。

19款1項繰越金では、4,197万8,000円の追加。

20款諸収入では、4項受託事業収入、5項雑入、合わせまして294万6,000円の追加。

合計で5,093万7,000円の追加でございます。

次に、2ページの歳出でございます。

1款1項議会費は、36万4,000円の追加。

2款総務費では、1項総務管理費から5項統計調査費まで、合わせまして1,796万8,000円の追加。

3款民生費では、1項社会福祉費から3項国民年金費まで、合わせまして330万6,000円の追加。

4款衛生費では、1項保健衛生費で147万3,000円の追加。

6款農林水産業費では、1項農業費、2項林業費、合わせまして373万7,000円の追加。

7款1項商工費では、99万7,000円の追加。

8款土木費では、1項土木管理費から3項住宅費まで、合わせまして409万1,000円の追加。

9款1項消防費では、76万3,000円の追加。

10款教育費では、1項教育総務費から6項保健体育費まで、合わせまして1,823万8,000円の追加。

合計で5,093万7,000円の追加でございます。

次に、6ページのほうに移りまして、事項別明細書の2歳入をごらんください。

12款分担金及び負担金では、2項負担金、1目総務費負担金で、北軽井沢地区集会所地区

負担金100万円の追加。

14款国庫支出金では、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金で、観光・防災Wi-Fiステーション整備事業補助金125万8,000円の減額。

15款県支出金では、1項県負担金、1目総務費負担金で、生活再建緊急支援負担金16万2,000円の追加。

2目民生費県負担金で、保険基盤安定負担金3万6,000円の追加。

2項県補助金、4目農林水産業費県補助金で、環境保全型農業直接支払交付金84万1,000円の追加でございます。

7ページに移りまして、6目教育費県補助金で、へき地学校巡回検診事業補助金11万円の追加。

3項委託金、1目総務費委託金で、各種統計調査委託金5万1,000円の減額。

16款財産収入では、1項財産運用収入、2目利子及び配当金で、財政調整基金利子ほか3件の利子合わせまして517万3,000円の追加。

19款1項1目繰越金では、前年度繰越金4,197万8,000円の追加でございます。

8ページに移りまして、20款諸収入では、4項1目受託事業収入で、農業者年金業務受託事業収入ほか1件の収入、合わせまして9万円の追加。

5項雑入、5目水源地域整備事業費負担金で、簡易水道施設整備及び農業経営近代化施設整備に係る水特事業負担金、合わせまして285万6,000円の追加でございます。

よろしく願いいたします。

○議長（大羽賀 進君） 次に、議会事務局長。

○議会事務局長（土屋靖彦君） それでは歳出に移ります。

9ページの3歳出をごらんいただきたいと思います。

1款1項1目議会費で、36万4,000円の追加をお願いするものでございます。内容といたしましては、人事院勧告及び条例改正に伴います人件費の追加で、2節給料で1万8,000円、3節職員手当等で30万3,000円、4節共済費で3万9,000円、19節負担金補助及び交付金で4,000円をそれぞれ追加しまして、合計で36万4,000円の追加となります。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（大羽賀 進君） 次に、総務課長。

○総務課長（唐沢健志君） 2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費では、120万4,000円の追加でございます。2節給料から19節負担金補助及び交付金まで、人事院勧告による特



別職3名及び一般職9名分の人件費の追加でございます。

よろしく願いいたします。

○議長（大羽賀 進君） 次に、企画政策課長。

○企画政策課長（中村 剛君） 続きまして、企画費の補正予算についてご説明いたします。

2節給料、3節職員手当、4節共済費につきましては、給与改定等による補正でございます。

11節需用費は、修繕費として2万円を追加するもので、内容は、浅間園のWi-Fiエリア化に伴い、光回線を増設する必要が生じたので、光回線の見込み工事費となります。

13節委託費につきましても、浅間園のWi-Fiエリア化に伴うクラウドサーバー使用料を含んだ年間総費となっております。

19節負担金補助及び交付金では、給与改定に伴う退職手当組合負担金を3万6,000円減額するとともに、アウトドア関連企業のメンバーの運営するフレンドエリアに加入することに伴う今年度分の会費として16万2,000円を増額して、差し引きで12万6,000円を追加いたします。

以上でございます。よろしく願いします。

○議長（大羽賀 進君） 次に、ダム対策課長。

○ダム対策課長（篠原博信君） 続いて、10目ダム対策費でございますが、42万1,000円を増額するもので、内容についてですが、2節給料、3節職員手当等、4節共済費、19節負担金補助及び交付金については、人事院勧告による給与改定等に伴う増額でございます。

よろしく願いいたします。

○議長（大羽賀 進君） 次に、総務課長。

○総務課長（唐沢健志君） 11目財政調整基金費では、25節積立金302万3,000円の追加でございまして、基金利子等が生じたことによる追加。

次の、12目減債基金費、16目八ッ場ダム周辺整備事業基金費、また、11ページの17目八ッ場ダム周辺整備事業施設管理基金費につきましても、11目と同様、基金利子等が生じたことにより、25節積立金をそれぞれ261万4,000円、4万9,000円、1,000円追加するものでございます。

19目諸費では、11節需用費37万8,000円の追加でございまして、町が所有する防犯灯の劣化が激しく、修繕費に不足が生じたため、防犯灯10基分を追加するものでございます。

24目集会所整備費では、15節工事請負費740万円の追加でございまして、当初予定してい

なかった建物及び外構工事等が新たに必要となったため、追加するものでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（大羽賀 進君） 次に、税務課長。

○税務課長（湯本 満君） 続きまして、2項徴税费、1目税務総務費では、42万1,000円の追加をお願いするものでございます。こちら、人事院勧告に伴う人件費の補正をお願いするものでございます。

続きまして、2目賦課徴収費では、92万9,000円の追加をお願いするものでございます。内訳でございますが、12節役務費でございますが、6万9,000円、13節諸委託費でございますが、86万円の補正をお願いするものでございます。この補正につきましては、確定申告の受け付けを各地区で行うために、専用回線を引き、確定申告の受け付けシステムのネットワークを構築する費用でございます。

よろしく願いいたします。

○議長（大羽賀 進君） 次に、町民生活課長。

○町民生活課長（野口純一君） 続きまして、12ページをごらんになっていただきたいと思います。

12ページの2款総務費、3項戸籍住民基本台帳費の1目戸籍住民基本台帳費では、58万8,000円の追加でございます。内訳ですが、人事院勧告により、給料と職員手当等につきましてはごらんとおりでございますけれども、その中で、11節需用費では、コピー機のトナー交換の1本分4万5,000円と、13節の委託料では、システム共同化におけるシステムソフトウェア委託料で、41万6,000円の追加補正をお願いするものでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（大羽賀 進君） 次に、総務課長。

○総務課長（唐沢健志君） 5項統計調査費、1目統計調査総務費では、6万8,000円の追加でございます。2節給料から19節負担金補助及び交付金まで、人事院勧告に伴う一般職員1名分の人件費の追加。

2目統計調査費では、4万1,000円の減額でございます。本年度実施しました経済センサスの調査が終了し、額の確定に至ったため、13ページにかけ、1節報酬を6万6,000円減額し、11節需用費を2万5,000円追加するものでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（大羽賀 進君） 次に、町民生活課長。

○町民生活課長（野口純一君） 次に、13ページをごらんになっていただきたいと思います。

3款民生費、1項社会福祉費全体では、補正額285万5,000円の追加でございます。

1目社会福祉総務費では、補正額26万6,000円の追加で、内訳ですけれども、人事院勧告による給料と職員手当等についてはごらんのとおりでございます。

次に、5目後期高齢者医療費では、補正額258万9,000円の追加で、内訳ですが、19節負担金補助及び交付金で254万2,000円、これは、県広域連合へ療養給付費市町村負担金の精算払いでございます。次の28節繰出金は、後期高齢者保健基盤安定繰出金で、4万7,000円の追加補正をお願いするものでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（大羽賀 進君） 次に、教育課長。

○教育課長（矢野今朝治君） 続きまして、2項児童福祉費、3目児童措置費でございますが、37万4,000円の追加をお願いするものでございます。人事院勧告の実施に伴います長野原保育所正規職員の7名分の人件費の追加でございます。

よろしく願いいたします。

○議長（大羽賀 進君） 次に、町民生活課長。

○町民生活課長（野口純一君） 次に、14ページをごらんになっていただきたいと思います。

中段からですけれども、3款民生費、3項国民年金費、1目年金総務費では、7万7,000円の追加でございます。内訳ですが、これは、人事院勧告による職員手当等の追加補正をお願いするものでございます。

最後に、4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費では、補正額11万7,000円の追加でございます。内訳ですけれども、人事院勧告によるもの以外では、13節委託料では、保健センターのパソコン関連で、データの処理速度が非常に遅く、業務に支障があるため、ADSL回線から光回線への変更に伴うネットワーク処理設定委託料及び光回線工事委託料等に係る経費で、45万1,000円の追加補正をお願いするものでございます。また、18節備品購入費で3万円です。これは、今までリースしていましたプリンターを中古品としての買い取りとして追加補正をお願いするものでございます。

以上、よろしく願い申し上げます。

失礼しました。

9目簡易水道費、繰出金でございますけれども、これにつきましては、繰出金として135万6,000円の追加補正をお願いするものでございます。

○議長（大羽賀 進君） 次に、産業課長。

○産業課長（野口芳夫君） 6款農林水産業費、1項農業費、1目農業委員会費では、16万6,000円の追加をお願いするものでございます。内訳でございますが、3節職員手当等、4節共済費、19節負担金補助及び交付金につきましては、人事院勧告による給料表並びに勤勉手当支給月数の改定に伴う人件費の補正でございます。11節需用費では、農業者年金業務受託事業の消耗品費8万3,000円の追加でございます。

2目農業総務費では、42万9,000円の追加をお願いするものでございます。2節給料から19節負担金補助及び交付金まで、人事異動及び給料表並びに勤勉手当支給月数の改正に伴う人件費の補正でございます。

3目農業振興費では、150万8,000円の追加をお願いするものでございます。内訳ですが、11節需用費では農地中間管理事業、消耗品費8,000円の追加。

16ページの13節委託料では、水特事業でございます。林地区農業近代化施設整備事業の管理用施設並びに堆肥舎の調査設計委託料150万円の追加でございます。

5目農地費では、93万4,000円の追加をお願いするものでございます。内訳ですが、3節職員手当等では、職員の居住地変更による住居手当の減額、通勤手当の追加、勤勉手当引き上げに伴う勤勉手当の追加により、合計18万8,000円の減額でございます。

19節負担金補助及び交付金では、環境保全型直接支払交付金として112万2,000円の追加でございます。なお、4分の3は国・県補助金が充てられることになってございます。

2項林業費、3目林道維持費では、70万円の追加をお願いするものでございます。内訳ですが、13節委託料では、林道熊の内線橋梁改修のための河川占用申請書作成業務委託料委託費120万円の追加、林道維持管理作業委託料の100万円減額により合計20万円の追加、15節工事請負費は、林道維持管理工事請負費の不足により50万円の追加をお願いするものでございます。

17ページの7款1項商工費、1目商工総務費では、24万2,000円の追加をお願いするものでございます。2節給料から19節負担金補助及び交付金まで、給料表及び勤勉手当支給月数の改正に伴う人件費の補正でございます。

2目商工振興費では、75万5,000円の追加をお願いするものでございます。22節補償補填及び賠償金で、1法人の代表者が死亡し、後継者不在のため事業継続が困難となり、今後の返済が見込まれないことから、やむなく代理弁済が実行されたため、元本未回収額の100分の16の割合で補填するものでございます。

3目観光費では、補正額はございません。内訳ですが、11節需用費では、観光案内マップ増刷のため、印刷製本費54万円を追加、13節委託料では、観光パンフレット作成業務委託料54万円の減額でございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（大羽賀 進君） 次に、建設課長。

○建設課長（唐沢正人君） 8款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費では、59万1,000円の追加でございます。内訳につきましては、2節給料、3節職員手当、4節共済費、19節負担金補助及び交付金では、人事院勧告による例月給料並びに勤勉手当の改定に伴う人件費の追加でございます。

18ページをごらんください。

8款土木費、2項道路橋梁費、3目道路新設改良費では、補正額はゼロでございます。内訳といたしまして、13節委託料では、町道林長野原線の工事を進捗させるため、5,000万円の追加でございます。

17節公有財産購入費で、町道川原湯温泉幹線街路の道路計画一部変更に伴い、土地購入費を4,000万円の減額、22節補償補填及び賠償金で1,000万円の減額でございます。

続きまして、3項住宅費、3目住宅管理費では、350万円の追加でございます。内容につきましては、11節需用費で、入居者退去時の修繕費並びに共用施設修繕費として350万円の追加でございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（大羽賀 進君） 次に、総務課長。

○総務課長（唐沢健志君） 19ページのほうに移っていただきまして、9款1項消防費、2目非常備消防総務費では、5万円の追加ございまして、3節職員手当等から19節負担金補助及び交付金まで、人勤に伴う一般職1名分の人件費の追加を、4目消防施設費では、19節負担金補助及び交付金71万3,000円の追加ございまして、総務文教常任委員会にて採択されました応桑及び北軽井沢地区の消火栓修繕に75%を補助するものでございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（大羽賀 進君） 次に、教育課長。

○教育課長（矢野今朝治君） 10款教育費について、ご説明を申し上げます。

1項教育総務費、2目事務局費でございますが、642万9,000円の追加をお願いするものでございます。

説明欄をごらんください。事務局総務一般でございますが、2節、3節、4節及び19節につきましては、人事院勧告の実施に伴います人件費、職員5名分と教育長の人件費の追加でございます。

13節委託料では、へき地学校巡回検診事業委託料としまして、23万円の追加をお願いいたします。例年、へき地指定の学校につきまして、耳鼻咽喉科、眼科の検診を実施しております。本年度は西中学校について、74名分が対象でございます。事業費の確定によります追加でございます。

なお、この事業につきましては、先ほど総務課長の説明にございました県補助金がございます。7ページの歳入で11万円の追加計上をさせていただいております。

14節使用料及び賃借料につきましては、自動車借上料70万円の追加をお願いするものでございます。今年度は、東西の中学校で駅伝大会、東中学校は女子が郡大会で3位、西中学校男子が郡大会で2位に入賞いたしまして、それぞれ県大会へ出場いたしました。今年度、県大会の会場が前橋総合運動公園ということで、遠路ということもございまして、試走や大会当日の選手輸送バス借り上げが増額となっております。

また、今年度につきましては、部活動、テニスや卓球でも春、夏、秋と県大会出場を果たしております。バス借上料が当初の予算を超えてしまいましたので、追加をお願いするものでございます。

次に、15節工事請負費では、500万円の追加をお願いするものでございます。来年度、応桑小学校では、特別支援学級1学級が新設となる予定でございまして、2階の教材室を改修して教室を確保する予定でございます。暖房器具の設置など、改修を予定しております。

また、北軽井沢小学校におきまして、肢体不自由の児童が入学予定でございまして、既存の特別支援教室にありますトイレ、それから隣にある教材室を個別指導用の教室に改修したいと考えてございまして、暖房器具の新設や出入り口の改修等が必要となりますので、これらの改修工事費として追加をお願いするものでございます。

続きまして、20ページをごらんください。

2項小学校費、1目小学校管理費でございますが、人事院勧告の実施に伴います人件費3万2,000円の追加をお願いするものでございます。北軽井沢小学校用務員1名分の勤勉手当の増額でございます。

次に、4項幼稚園費、1目幼稚園管理費でございますが、949万8,000円の追加をお願いするものでございます。幼稚園管理事業の人件費では、人事院勧告の実施に伴います11名分の

増額、それから、今年度7月末で退職した教諭1名分の減額でございまして、合計では302万4,000円の減額をお願いするものでございます。

また、応桑幼稚園改修事業（認定こども園）では、1,252万2,000円の追加をお願いするものでございます。

11節需用費では、認定こども園への移行に伴いまして、給食用食器類や調理器具など消耗品購入で、150万円の追加をお願いするものでございます。

15節工事請負費では、532万2,000円の追加をお願いするものでございます。認定こども園となることで、駐車場が不足することが予想されております。付近で探しましたところ、応桑幼稚園の東側に寄附による用地確保の方法で、関係者の方から内諾を得ることができております。ただし、この土地には建物が設置してございまして、住居として使用していたため、立木や井戸もございまして。そちらの建物の解体撤去費128万4,000円、立木の伐採処分費121万9,000円、駐車場敷地としての造成工事費281万9,000円の計532万2,000円の追加をお願いするものでございます。

次に、18節備品購入費では、認定こども園への移行に伴いまして、給食用調理道具、ロッカー、冷蔵庫、洗濯機、拡声器等、保育に必要な備品購入費としまして、510万円の追加をお願いするものでございます。

19節負担金補助及び交付金では、こども園の増築に伴いまして、既存の電気引き込み電柱、こちらの撤去と引き込みルートの変更工事を東京電力に依頼する費用といたしまして、50万円の追加をお願いするものでございます。

次に、5項社会教育費、1目社会教育総務費でございまして、84万6,000円の追加をお願いするものでございます。社会教育総務一般では、2節、3節、4節及び19節のうち、退職手当組合負担金9,000円までの計74万2,000円は、人事院勧告の実施に伴います人件費5名分の追加と、職員2名分の住居手当の追加でございまして。

また、19節のうち、補助金10万4,000円につきましては、大津分館の野球チームのほうが今年度の町内大会、郡大会を勝ち進んでいただきまして、5年連続で県大会出場を果たしておりました。県大会でのベスト4の成績をおさめていただきましたので、今年度も大会出場費、飲み物代と栄養費の補助をさせていただき補正予算の追加でございまして。

次に、3目文化財保護費でございまして、54万5,000円の追加をお願いするものでございます。八ッ場ダムにおける文化財調査事業では、成果品の印刷製本のページ数が増刷となりました。このことで、11節需用費12万7,000円の追加をお願いするものでございます。

次に、緊急遺跡発掘調査事業では、増減はございませんが、事業の進捗に伴いまして、節の組み替えをお願いしているものでございます。

14節使用料及び賃借料から、文化財調査を行う際の重機借上料のうち、48万7,000円分を減額し、11節需用費、13節委託料に充当させていただき組み替えでございませう。

次に、町道6-4号線道路改良事業に伴う埋蔵文化財調査では、試掘の結果、縄文時代中期前半の土坑などが発見され、本調査が必要となりましたので、そのための経費、調査員賃金や測量委託料などいたしまして、41万8,000円の追加をお願いするものでございませう。

22ページをごらんください。

次に、6項保健体育費、3目給食センター費でございませうが、88万8,000円の追加をお願いするものでございませう。学校給食事業では、3節及び4節につきましては、人事院勧告の実施に伴います人件費3名分の追加と、職員1名分の扶養手当の増額、住居手当の減額で、人件費の分では38万8,000円の追加をお願いするものでございませう。

また、11節需用費のうち、食糧費、給食用の食材費でありますうが、野菜価格の高騰のため、今後、3月までの見込みを立てましたところ、不足が生じてまいりますので、50万円の追加をお願いするものでございませう。

以上でございませう。よろしくお願ひいたします。

○議長（大羽賀 進君） 次に、総務課長。

○総務課長（唐沢健志君） 23ページのほうに移っていただきまして、給与費明細でございませう。

上段の総括では、人事院勧告及び人事異動等に伴い、右側合計欄のとおり、162万3,000円を追加するものでございませう。

また、下段の職員手当の内訳以降につきましては、関連資料等でございませうので、後ほどごらんいただきたいと思ひませう。

よろしくお願ひいたします。

○議長（大羽賀 進君） 内容説明が終了しましたので、質疑を行います。

なお、質疑を行う箇所が多数ある場合、一度に質疑を行う箇所を3カ所以内とすることに、議員各位の皆様、ご協力をお願いいたします。

6番。

○6番（黒岩 巧君） まず、6ページなんですけれども、14款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金の4節観光・防災Wi-Fiステーション整備事業補助金が125万



8,000円の減額になっているんですけれども、この減額の理由と、減額をしてもW i - F i 整備事業が予定どおりできるのかどうかを伺います。

次に、10ページです。

2款総務費、1項総務管理費の6目企画費で、19節負担金で、アウトドア会社のウェアのメーカー、モンベルの会費16万2,000円と言ったんですけれども、どのような会費なのか教えてください。

それと、次に11ページ、24目集会所整備費で、北軽井沢地区集会所整備事業で740万円が追加になっております。建物の外構は当初予定していなかったということなんですけれども、その内容をお願いします。

以上です。

○議長（大羽賀 進君） 企画政策課長。

○企画政策課長（中村 剛君） それでは、黒岩議員のご質問にお答えいたします。

まず最初の、収入の方の補助金の減額なんですけれども、これにつきましては、W i - F i スターション事業の事業費の確定に伴ったものと、あと、当初半分、50%補助といったんですけれども、国のほうから指示がありまして、若干そこが2割減ということでありまして、その分の減額になっております。ですけれども、これにつきましては、W i - F i 事業も既に浅間園の方へ設置になりまして、今の予定でいきますと、12月20日ごろから本格的に供用ができる予定で進んでおります。

続きまして、モンベルのフレンドエリアの会費なんですけれども、これにつきましては、モンベルフレンドエリアは、モンベルのユーザーさんが個人で加入しているモンベルクラブというのがあるんですけれども、その会員券を持ってくると割引になるとか、そういったお店を、それぞれ町とか県とか市とか、そういうエリアで拾って、紹介していただくものでございまして、全国的に30万部ぐらいの会報紙が配られます。そこに長野原町が今回加入して、紹介をしていただくという形になります。

年会費なんですけれども、本来ですと60万円プラス消費税なんですけれども、今回は1月から3月分の3カ月分ということで、16万円に消費税を足して16万2,000円となっております。なお、この事業につきましては、県の緊急生活再建支援事業等のお金で収入というか、充当していただけますので、町の負担としては、今のところゼロという形になっております。

以上です。

○議長（大羽賀 進君） 総務課長。

○総務課長（唐沢健志君） 北軽井沢集会所の請負費の関係でございます。740万円ほど追加させていただいております。内容につきましては、建物内外部で上下水道の引き込み、こちらのほうで130万円ほど追加。また、打ち合わせの際に生じたエアコンの設置、網戸、また雪どめ、外ドアの追加等、それとあとは、諸備品等で190万円ほどの追加。合計で建物で420万円。また、外構でございますが、当初、コンテナ等が置いてあった付近のアスファルト舗装、ここに120万円の追加。また、建物周りのフェンス、柵、ロープ等で100万円の追加。

それと、東側のほうが土どめののりになっておりましたが、建物を建てるともたないということで、L型擁壁を設置したため、こちらのほうが200万円の追加。合計で420万円ということで、全ての合計が840万円となりますが、入札差金で100万円ございましたので、そちらを差し引いた740万円を追加してございます。

よろしく願いいたします。

○議長（大羽賀 進君） 6番。

○6番（黒岩 巧君） モンベルの会費ということなんですが、これ、ことしは1月から3月ということなんですけれども、来年度以降も継続して会員になっていくということでしょうか。

○議長（大羽賀 進君） 企画政策課長。

○企画政策課長（中村 剛君） 来年度以降も、そのまま継続をしていく予定でございます。

来年からは若干年会費が上がりまして、80万円プラス消費税になります。来年度以降も、当面は県のほうで負担していただけるようになっております。

○議長（大羽賀 進君） 6番。

○6番（黒岩 巧君） そうしますと、やはり、いずれは浅間園の中にモンベルショップがオープンしてということも考えているのかどうかを伺います。

○議長（大羽賀 進君） 企画政策課長。

○企画政策課長（中村 剛君） そうですね、そういったものも当然視野に入れた中での動きになっております。

○議長（大羽賀 進君） ほかにございますか。

6番。

○6番（黒岩 巧君） 17ページなんですけれども、7款商工費、2目商工振興費、先ほど説明にあった保証協会代位弁済補償金1法人ということだったんですけれども、負債総額は幾らだったんでしょうか。

それと、20ページ、10款教育費、1目幼稚園管理費の関係で、応桑の認定こども園なんですけれども、予算では、こども園の中に保育所ができるという関連で、現在どんぐり広場の中にも、子供が遊ぶがおもちゃだったりとか本だったりとかがあります。これをこちらで再利用することは可能なかどうか伺います。

○議長（大羽賀 進君） 産業課長。

○産業課長（野口芳夫君） ただいまの黒岩議員の1点目のご質問の件でございます。

運転資金として、平成21年10月27日に1,000万円の実行をさせていただきまして、最終的に元本未回収額が471万8,000円でございます。その100分の16を補填させていただくという形になります。

○議長（大羽賀 進君） 教育課長。

○教育課長（矢野今朝治君） 黒岩議員さんの2つ目のご質問にお答えいたします。

こちらで補正予算計上してございます認定子ども園でございます。現在、北軽井沢小学校のほうに、こども館のほうの整備の準備を進めている最中でございますが、こども館での活用、それから、認定こども園での活用ということで、今後、どんぐり広場さんのほうと協力させていただければというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（大羽賀 進君） 6番。

○6番（黒岩 巧君） ありがとうございます。

まだまだ、どんぐり広場も使えるものがあると思いますので、こども園、また放課後居場所づくり事業で、使えるもの担当の方に見ていただいて、ぜひ使えるようにしていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（大羽賀 進君） ほかにございますか。

[発言する者なし]

○議長（大羽賀 進君） 質疑を終結いたします。

議案の委員会付託、討論を省略し、直ちに採決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大羽賀 進君） 異議なしと認め、直ちに採決いたします。

お諮りします。議案第10号 平成28年度長野原町一般会計補正予算（第4号）については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大羽賀 進君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第11号～議案第17号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大羽賀 進君） 日程第2、議案第11号から日程第8、議案第17号までを一括議題といたします。

議案第11号から議案第17号までは平成28年度各特別会計の補正予算です。

本案は初日に上程し、提案説明まで終了しております。

これより担当課長の内容説明を求めます。

まず初めに、議案第11号 平成28年度長野原町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について及び議案第12号 平成28年度長野原町へき地診療所特別会計補正予算（第2号）について、町民生活課長。

○町民生活課長（野口純一君） では、議案第11号 長野原町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、ご説明申し上げます。

表紙をごらんになってください。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,046万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億4,889万1,000円とするものでございます。

まず、歳入ですけれども、4ページをごらんになってください。

2款2項2目システム開発費等補助金の1節で、制度関係業務準備事業費補助金で16万2,000円の追加と、4款1項1目1節の前期高齢者交付金で530万円の追加、及び6款1項1目1節の高額医療費共同事業交付金500万円の追加でございます。

次に、歳出ですけれども、5ページの1款1項1目一般管理費でございますけれども、補正額16万2,000円の追加でございます。これは、13節委託料で、国保制度改正に伴うシステムの準備に要するシステム改修委託料の追加補正をお願いするものでございます。

次に、2款1項1目19節の負担金補助及び交付金の一般被保険者療養給付費で2,000万円と、3目の19節負担金補助及び交付金の一般被保険者療養費で50万円の追加でございます。これは、医療費推計による増額を見込みまして、追加補正をお願いするものでございます。

次の2款2項1目一般被保険者高額療養費でございますが、これにつきましても、19節で

医療推計による増額を見込みまして、一般被保険者高額療養費としまして、1,200万円の追加補正をお願いするものでございます。

めくっていただきまして、6ページですけれども、3款1項1目後期高齢者支援金、19節で負担金補助及び交付金で1,681万円の減額と、6款1項1目の介護納付金の19節負担金補助及び交付金で539万円の減額補正をお願いするものでございます。

以上が国民健康保険にかかわる補正をお願いしたく、よろしく願いいたします。

続けてよろしいですか。

○議長（大羽賀 進君） お願いします。

○町民生活課長（野口純一君） 続けまして、議案第12号ですが、長野原町へき地診療所特別会計補正予算（第2号）についての説明を申し上げます。

表紙をごらんになっていただきますと、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ78万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,155万2,000円とするものでございます。

まず、歳入ですけれども、3ページをごらんになっていただきたいと思います。

1款1項1目国保診療収入で、78万9,000円の追加をお願いするものでございます。

次に、歳出ですけれども、人事院勧告による給料と職員手当等についてはごらんのとおりでございますが、その中の11節需用費では、診療所待合室の男子トイレの水洗機能が故障しておりまして、衛生面からの早急な改修が必要となりまして、その修繕費用といたしまして、17万円の追加補正をお願いするものでございます。

なお、4ページ以降は参考にごらんいただきたいと思いますので、よろしく願い申し上げます。

○議長（大羽賀 進君） 続いて、議案第13号 平成28年度長野原町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）についてから議案第15号 平成28年度長野原町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてまで、上下水道課長。

○上下水道課長（都丸 斉君） それでは、議案第13号 長野原町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）につきまして、ご説明申し上げます。

今回の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,199万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を4億593万5,000円とするものでございます。

議案書の3ページをごらんいただきたいと思います。

まず、歳入でございます。4款1項1目一般会計繰入金では、1節一般会計繰入金に135

万6,000円の追加をお願いするものでございます。

5款1項1目繰越金では、1節繰越金、前年度繰越金1,064万2,000円の追加をお願いするものでございます。

次に、歳出でございます。

1款1項2目簡易水道管理費では、11節需用費に599万8,000円の追加をお願いするものでございます。水道管の破損補修費及び横壁配水池塩素滅菌装置修繕費及び応桑浄水場の流入弁の修繕費等の追加でございます。

2項1目簡易水道建設改良費では、15節工事請負費、配水管工事費2件600万円の追加をお願いするものでございます。

続きまして、議案第14号 長野原町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）につきまして、ご説明申し上げます。

今回の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出予算それぞれ18万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を7,207万円とするものでございます。

議案書の3ページをごらんいただきたいと思います。

まず、歳入でございます。6款1項1目繰越金では、1節繰越金、前年度繰越金18万3,000円の追加でございます。

次に、歳出でございます。1款1項2目農業集落排水施設管理費で、2節給料で1万6,000円の追加、3節職員手当等で8万2,000円の追加、4節共済費8万5,000円の追加をお願いするものでございます。人事院勧告及び扶養親族の増による追加でございます。

4ページ以降は、給与費明細でございます。後ほどごらんいただきたいと思います。

続きまして、議案第15号 長野原町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ29万円を追加し、歳入歳出予算の総額を1億152万6,000円とするものでございます。

議案書の3ページをごらんいただきたいと思います。

まず、歳入でございます。6款1項1目繰越金では、1節繰越金、前年度繰越金29万円の追加でございます。

次に、歳出でございます。1款1項1目公共下水道事業費は、3節職員手当等に25万2,000円の追加、4節共済費に3万8,000円の追加をお願いするものでございます。人事院勧告及び職員居住地変更によるものでございます。

4 ページ以降は、給与費明細書でございます。後ほどごらんいただきたいと思います。

よろしくお願いいたします。

○議長（大羽賀 進君） 続いて、議案第16号 平成28年度長野原町介護保険特別会計補正予算（第3号）について及び議案第17号 平成28年度長野原町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、町民生活課長。

○町民生活課長（野口純一君） 議案第16号 長野原町介護保険特別会計補正予算（第3号）について、ご説明を申し上げます。

表紙をごらんください。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億2,763万1,000円とするものでございます。

まず、歳入ですけれども、3ページをごらんになってください。

8款1項1目繰越金の前年度繰越金で、2万9,000円の追加をお願いするものでございます。

次に、歳出ですけれども、4款3項1目8節の報償費で、5,000円の追加をお願いしたいと思います。

次に、7款1項3目の23節償還金利子及び割引料では、2万4,000円の追加補正をお願いするものでございます。

介護保険については以上でございます。

続きまして、議案第17号 長野原町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、ご説明いたします。

表紙をごらんになっていただきたいと思います。

歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ4万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,177万2,000円とするものでございます。

まず、歳入ですが、3ページをごらんになってください。

3款1項2目1節で、保険基盤安定繰入金4万7,000円の追加をお願いするものでございます。

次に、歳出ですけれども、2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金では、19節負担金補助及び交付金で4万7,000円の追加でございます。

以上ですが、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（大羽賀 進君） 内容説明が終了しましたので、議案第11号から議案第17号までの各

特別会計補正予算について、一括質疑を行います。

6番。

○6番（黒岩 巧君） 議案第11号なんですけれども、3ページの事項別明細書を見ますと、2款の保険給付費が3,250万円追加になりまして、合計5億4,621万9,000円となっております。たしか保険給付費、私が監査委員をやっておりました3年だったか4年前、ちょっと記憶が曖昧で申しわけないんですけれども、5億円を超えました。その後も、言い方は悪いんですけれども、着々と伸びております。そんな中で、このまま伸びていくと、そう遠くない将来に6億円を突破するんじゃないかと思うんですけれども、これ、保険給付費をおさえるための施策、何か町の方で行っているのか伺います。

○議長（大羽賀 進君） 町民生活課長。

○町民生活課長（野口純一君） 国民健康保険の特別会計につきましては、特に保険給付費が、年々といいますか、給付費がふえております。その月によって、いろいろなんですけれども、今回、大分また補正をさせていただく中で、今後また3月の補正の時期には、また中身をよく精査するところなんですけれども、とりあえず今の現状で、10月末時点で不足が予想されたものですから、今回追加補正をさせていただくものでございます。

それから、これから、ちょっと余談になってしまうんですけれども、群馬県では平成30年度から、今まで国民健康保険は、それぞれの町村で賄っていたわけなんですけれども、群馬県一つの広域連合というような形で、これから移行してまいります。いろんな協議、保険税の算定も4方式から3方式というような形で、保険料を納付しているような状況で今、協議中でございます。広域連合ができますと、保険給付費は全部県の連合会が持っていたかということですので、それまでの間、ちょっと苦しいんですけれども、こういった状況で補正をさせていただいた次第でございます。

よろしく願いいたします。

○議長（大羽賀 進君） 6番。

○6番（黒岩 巧君） 当然、使ったものに対しては、保険に入っている以上、町は負担していかなければならないと思うんですけれども、そんな中で、少しでも抑制するための施策、例えば健康教室だったりとか、何かそのようなものを町として計画はあるのかどうか、その辺をお伺いします。

○議長（大羽賀 進君） 町民生活課長。

○町民生活課長（野口純一君） やはり保険料の金額はアップしてまいりますので、もちろん



お医者さんにかかって、薬なんかはジェネリック、後発のお薬を勧めているのと同時に、あと町の事業の中では、やはり特定健診事業というので事業を進めていまして、大分、特定健診の受診率が昨年、その前から比べまして、だんだんアップしております。

保健事業のほうでもいろんな、いずれは最後、介護というような格好にはなるんですけども、健康教室ですとか、介護教室ですとか、いろんな教室を保健事業の中で盛り込んで、なるべく皆さんが、ヘルスアップ医療というんですか、健康でいられるように、なるべく医療機関にかからないような、まず基本、体制づくりといいますか、そんな事業を進めております。

あと、それから、人間ドックの補助事業もやっております、人間ドックも、年度初めに保健センターから健診表をお配りする中で、人間ドックの申し込みも同時にやっております。人間ドックにつきましても、受診率といいますか、大分ふえておりまして、初期治療といいますか、人間ドックで早期に発見できるような体制づくりということで、事業のほうでやっておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（大羽賀 進君） 6番。

○6番（黒岩 巧君） やはり早期発見で治療費の負担を軽減するとともに、健康な体をつかって、より病気にかからない、保険を使わないという形で構築していくことが必要だと思います。そんな中で、ぜひ町長にどのようなお考えをお持ちかお伺ひしたいんですけども、病気にならなければ病院は使わない。ただ、高齢化も進んでいく中で、どうしてもかかってくる。そこをいかにして抑えていくかということに対してお考えがあるのか伺ひます。

○議長（大羽賀 進君） 町長。

○町長（萩原睦男君） PPKという考え方。要はピンピンコロリ。それは笑いごとではなくて、本当にそれを実践しているところが鳥取にありまして、70、80のおじいさん、おばあさんが毎日毎日来てトレーニングをしている、施設を運営している会社で、そのマシーンが本当に素晴らしいものだと、ちょっとまだ信じがたい部分もあるんですけども、高齢者の方が元気に毎日通っている施設がありまして、その導入をするかどうかは、ちょっとまだあれなんですけれども、そういった考え方、それぞれの導入で、元気になってもらうということを含めると、あと、居場所づくりですね。そういうものを真剣に考えていくことが必要だという風に思っております。今これをこうするということは言えませんが、今後考えていかなきゃならないことだと認識しています。

○議長（大羽賀 進君） 6番。

○6番（黒岩 巧君） ありがとうございます。

健康長寿な町、そして、PPKの町づくりを目指して、ぜひ頑張っていたきたいと思っておりますので、よろしくお祈りします。答弁は結構です。

○議長（大羽賀 進君） ほかにございますか。

8番。

○8番（牧山 明君） 国民健康保険特別会計補正予算で、後期高齢者支援金等が1,681万円、結構大きな金額が減額になっているんですけども、これの要因、多少ちょっと気になった部分があるので詳しく聞きたいと思っております。

○議長（大羽賀 進君） 町民生活課長。

○町民生活課長（野口純一君） 後期高齢者支援金の減額ですけども、当初の国民健康保険等予算を組む段階で前年度実績ということから予算を組んでいる中で、実際、28年度になってみましたら、これだけ今、お金が、減額してもいいという交付決定をもとに、そういった形で、ちょっと金額が大きいですけれども、減額となった次第でございます。

○議長（大羽賀 進君） 8番。

○8番（牧山 明君） そうすると、例えば後期高齢者の対象の人が減ったとか、そういうことではなくということでしょうか。

関連して、議案第17号の後期高齢者医療特別会計補正予算で、これを見ますと、まず、ここで減額というような影響というのは、こちらのほうでは全く見られないんですが、この後期高齢者医療特別会計にかかわる人の人数、世帯数というのはどれぐらいなんですか。

○議長（大羽賀 進君） 町民生活課長。

○町民生活課長（野口純一君） 最初の質問、ちょっと申しわけございません。次の質問からのお答えになってしまうんですけども、後期高齢者の人数ですけども、町の人口全体、28年4月1日現在で5,801人でございます。その中で、国保、介護、後期と、いろいろ関係しますので、数字を申し上げますと、国民健康保険に加入している方は全体で1,940名おります。それから、後期高齢者につきましては、1,025名の方が加入しております。

それから、あとは、介護保険の1号被保険者ということで、1,949名の方、いわゆる高齢化率がだいぶ進んでおまして、4月現在で、高齢化率が33%になっているのでしょうか。そういう状況でございます。

特に、これから、皆さんご存じのとおり、団塊の世代が75歳になる2025年ですか。そのと

きには、さらにもっと医療費等かかってくるわけなんですけれども、町全体または各医療機関等、全部相対的に包括ケアシステムというんですか、いろいろ保険財政が圧迫されてくる中で、極力在宅で、お家に帰っていただく最期の終末期、みとりまで、お家に帰っていただけるような動きが予想されます。

その辺を、前回の病院のお話もそうなんですけれども、あり方委員会の中でもいろいろ、医療費が大分膨らむということで、膨らんだり、それぞれの制度がお金のかかる制度でございますので、今後見直しをする予定でございます。

ちょっと的外れになっているかもしれないんですけれども、よろしく願いいたします。

○議長（大羽賀 進君） 8番。

○8番（牧山 明君） 以前にもたしか、特定健診の受診率が広域連合の納付金に影響するということは聞いたことがあるんですが、先ほどの話の中で、受診率はことしかなり上がっているというような話がありました。これは、どのくらい上がるとどのくらい減額されるのか、その辺のところの兼ね合いというのは、どのようになっているのでしょうか。

○議長（大羽賀 進君） 町民生活課長。

○町民生活課長（野口純一君） すみません、その辺の検証が、ちょっと私、申しわけないですが、まだできておりませんので、今後ご報告させていただきたいと思います。

○議長（大羽賀 進君） じゃ、後ほどということでよろしいですか。

○8番（牧山 明君） はい。

○議長（大羽賀 進君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大羽賀 進君） 質疑を終結いたします。

議案の委員会付託、討論を省略し、直ちに採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大羽賀 進君） 異議なしと認め、直ちに採決いたします。

これより議案第11号から議案第17号まで7件を採決いたします。

お諮りします。議案第11号 平成28年度長野原町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大羽賀 進君） 異議なしと認めます。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。議案第12号 平成28年度長野原町へき地診療所特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大羽賀 進君） 異議なしと認めます。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。議案第13号 平成28年度長野原町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大羽賀 進君） 異議なしと認めます。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。議案第14号 平成28年度長野原町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大羽賀 進君） 異議なしと認めます。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。議案第15号 平成28年度長野原町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大羽賀 進君） 異議なしと認めます。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。議案第16号 平成28年度長野原町介護保険特別会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大羽賀 進君） 異議なしと認めます。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。議案第17号 平成28年度長野原町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大羽賀 進君） 異議なしと認めます。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

---

◎陳情の取下げについて

○議長（大羽賀 進君） 日程第9、陳情の取下げについてを議題といたします。

初日に産業建設常任委員会に付託しました陳情4件のうち3件について、配付しました資料のとおり、陳情者より「陳情取下申出書」の提出がありました。申出書のとおり、陳情取り下げについて許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大羽賀 進君） 異議なしと認め、「陳情取下申出書」については許可されました。

---

◎散会について

○議長（大羽賀 進君） 以上で、本日予定した日程は全て終了いたしました。

お諮りします。本日はこれにて散会とし、次回は15日でございます。

9日から14日まで休会にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大羽賀 進君） 異議なしと認め、さよう決しました。

---

◎散会の宣告

○議長（大羽賀 進君） 以上で散会といたします。

ご協力ありがとうございました。

散会 午後 2時14分

第 4 回 定 例 町 議 会

( 第 3 号 )

平成28年12月第4回長野原町議会定例会

議事日程(第3号)

平成28年12月15日(木曜日)午前10時開議

開議の宣告

議事日程の報告

第1 諸報告

第2 選挙第1号 長野原町選挙管理委員会委員の選挙について

第3 選挙第2号 長野原町選挙管理委員会委員補充員の選挙について

第4 議案第18号 工事委託契約の締結について(町道林長野原線改築工事(その2))

第5 意見書案第1号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書の提出について

第6 委員会の閉会中の継続審査、調査について

第7 一般質問

---

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

出席議員(9名)

|     |    |      |    |     |     |
|-----|----|------|----|-----|-----|
| 1番  | 篠原 | 茂君   | 2番 | 富澤  | 重男君 |
| 4番  | 浅井 | 進君   | 5番 | 入澤  | 勝彦君 |
| 6番  | 黒岩 | 巧君   | 7番 | 浅沼  | 克行君 |
| 8番  | 牧山 | 明君   | 9番 | 大羽賀 | 進君  |
| 10番 | 豊田 | 銀五郎君 |    |     |     |

欠席議員(1名)

3番 入澤 信夫君

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

|         |        |        |        |
|---------|--------|--------|--------|
| 町長      | 萩原睦男君  | 副町長    | 市村敏君   |
| ダム担当副町長 | 佐藤修二郎君 | 教育長    | 市村隆宏君  |
| 総務課長    | 唐沢健志君  | 町民生活課長 | 野口純一君  |
| 税務課長    | 湯本満君   | 出納課長   | 松本こづ江君 |
| 建設課長    | 唐沢正人君  | ダム対策課長 | 篠原博信君  |
| 上下水道課長  | 都丸斉君   | 教育課長   | 矢野今朝治君 |
| 産業課長    | 野口芳夫君  | 企画政策課長 | 中村剛君   |

---

職務のため出席した者の職氏名

事務局長 土屋靖彦 書記 平林佑樹



開議 午前10時00分

◎議長挨拶

○議長（大羽賀 進君） 皆さん、おはようございます。

12月定例会最終日となりました。ご多忙のところ、大変ご苦労さまでございます。

本日で全ての日程が終了できますようご協力をお願いいたします。

なお、3番議員、入澤信夫さんは、きょう葬儀のため欠席となっております。ご了承お願いいたします。

本日は付託陳情の委員会報告、長野原町選挙管理委員会委員等の選挙、工事委託契約の締結について並びに意見書の提出等でございます。ご了承の上、ご協力をお願いいたします。

なお、議会終了後に、財政健全化判断比率等に関する勉強会及び新庁舎建設に伴う基本設計の経過説明がありますので、よろしくをお願いいたします。

---

◎町長挨拶

○議長（大羽賀 進君） それでは、まず、町長のご挨拶をお願いいたします。

町長。

〔町長 萩原睦男君 登壇〕

○町長（萩原睦男君） 皆さん、おはようございます。

12月議会定例会最終日に当たりまして、一言申し述べさせていただきたいと思っております。

議員の皆様には師走の大変お忙しい中、ご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

本年も本当に早いもので、わずか2週間余りというところになりました。年始に、職員に対しまして発信力を高めるという目標を掲げまして、この1年声を上げ続けてまいりましたが、徐々にはでございますけれども意識も変わってまいりましたし、町の露出度も上がってきたのではないかとこのように評価しております。

特に、上毛新聞社とは非常に強い、深い関係が構築され、来年も上毛新聞とタッグを組んで行える企画を、今まさに模索をしているところでありますし、さらに広げていきたいとい

うふうに考えております。

本年は、議員の皆様にあらゆる面において、絶大なるご尽力並びにご協力をいただきましたけれども、来年はさらなる躍動の年にしたいというふうに位置づけております。そのためにも、本定例会を初め、2016年をしっかりと締めくくりたいと考えておりますので、ぜひともよろしくお願ひ申し上げます。

また、本日4人の皆様から一般質問をお受けする予定でございますけれども、後ほどご指導賜りますことを重ねてお願ひを申し上げます、冒頭の挨拶にかえさせていただきますと思います。

なお、皆様のお手元にお配りいたしましたこのペーパーなんですけれども、これは過日行われました地区別懇談会の要旨のダイジェスト版をつくらせていただきました。町民の皆様には年内に全戸配布する予定で準備を進めておりますので、後ほど目を通していただければ幸いです。

きょうはどうぞよろしくお願ひ申し上げます。

---

#### ◎開議の宣告

○議長（大羽賀 進君） ただいまの出席議員は9名であります。地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

---

#### ◎議事日程の報告

○議長（大羽賀 進君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

#### ◎諸報告

○議長（大羽賀 進君） 日程第1、諸報告は、付託陳情の委員会報告であります。

陳情の付託については、初日に6件をそれぞれの委員会に付託したところでありますが、

このうち3件につき、その後、陳情者より陳情取り下げ申出書の提出があり、先週の本会議にて皆様方にご了承いただいたところでございます。

したがいまして、付託陳情の件数は3件となっております。

最初に、総務文教常任委員会の報告を求めます。

委員長、黒岩巧君。

〔総務文教常任委員長 黒岩 巧君 登壇〕

○総務文教常任委員長（黒岩 巧君） 議長の指名をいただきましたので、総務文教常任委員会の報告をさせていただきます。

本委員会に付託された陳情等について、審査した結果を報告します。

#### 記

1. 委員会開催日 平成28年12月1日（木）午後3時25分

長野原町役場小会議室

2. 出席者 ごらんいただきたいと思います。

3. 審査事項

付託陳情等2件、その他。

4. 審査結果

(1) 受理番号27号 防犯灯（LED交換）整備についての陳情

羽根尾区長 山口 伸行

採択（30%補助）

(2) 受理番号28号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書について

群馬県町村議会議長会会長 金井 佐則

採択（意見書提出）

(3) その他

1) 委員会の閉会中の継続審査、調査の申し出について議長へ申し出ることとした。

2) その他

特になし

5. 閉会（午後3時42分）

以上、朗読をもって報告とさせていただきます。

○議長（大羽賀 進君） 総務文教常任委員長の報告が終了いたしました。

特に質問がありましたらお願いをいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大羽賀 進君） 質疑を終結いたします。

付託陳情 2 件、採択 2 件、その他であります。

委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大羽賀 進君） 異議なしと認めます。

委員長の報告のとおり決しました。

以上で総務文教常任委員会の報告を終結いたします。

次に、産業建設常任委員会の報告を求めます。

委員長、入澤勝彦君。

〔産業建設常任委員長 入澤勝彦君 登壇〕

○産業建設常任委員長（入澤勝彦君） 議長の指名によりまして、産業建設常任委員会からの報告をいたします。

本委員会に付託された陳情等について、審査をした結果を報告します。

記

1. 委員会開催日 平成28年12月 1 日（木）午後 3 時25分より

2. 出席者 ごらんとおりであります。

3. 審査事項

付託陳情等 4 件、その他。

4. 審査結果

(1) 受理番号29号 大津用水路、勘場木から二軒屋間の水路改修工事についての陳情

大津水利組合長 市村 雄平

採択

(2) その他

1) 委員会の閉会中の継続審査、調査の申し出について

議長へ申し出ることとした。

2) その他

付託された陳情 3 件（受理番号30号、31号、32号）について、継続審査とした

が取り下げとなったため、審議を中止することとした。

5. 閉 会（午後 3 時45分）

以上、朗読をもって報告とさせていただきます。

○議長（大羽賀 進君） 産業建設常任委員長の報告が終了いたしました。

特に質問がありましたらお願いをいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大羽賀 進君） 質疑を終結いたします。

付託陳情 1 件、採択 1 件、その他であります。

委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大羽賀 進君） 異議なしと認めます。

委員長の報告のとおり決しました。

以上で産業建設常任委員会の報告を終結いたします。

---

#### ◎長野原町選挙管理委員会委員の選挙

○議長（大羽賀 進君） 日程第 2、選挙第 1 号 長野原町選挙管理委員会委員の選挙についてを議題といたします。

本案は、初日の全員協議会でご協議をいただきましたとおり、本年12月20日、任期満了となります長野原町選挙管理委員会委員の選挙をお願いするものでございます。改選後の任期は、12月21日から4年間となります。

また、この選挙は、地方自治法第182条第1項及び同条第2項の規定による議会の行う選挙に当たり公職選挙法の一部が準用されます。それでは、選挙管理委員会の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大羽賀 進君） 異議なしと認めます。

選挙の方法は指名推選で行うことと決しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大羽賀 進君） 異議なしと認めます。

指名の方法は議長が指名することに決しました。

それでは、指名をいたします。選挙管理委員には、萩原■■■■君、今村■■■■君、長谷川■■■■君、篠原■■■■君、以上の方を指名いたします。

お諮りします。ただいま議長が指名した方を選挙管理委員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大羽賀 進君） 異議なしと認めます。

ただいま指名をいたしました萩原■■■■君、今村■■■■君、長谷川■■■■君、篠原■■■■君、以上の方が選挙管理委員に当選をされました。

---

#### ◎長野原町選挙管理委員会委員補充員の選挙

○議長（大羽賀 進君） 日程第3、選挙第2号 長野原町選挙管理委員会委員補充員の選挙についてを議題といたします。

本案は、初日の全員協議会でご協議をいただきましたとおり、本年12月20日、任期満了となります長野原町選挙管理委員会委員補充員の選挙をお願いするものであります。選挙管理委員会委員補充員は4名であります。改選後の任期は、12月21日から4年間となりますので、よろしく願いをいたします。

この選挙は、地方自治法第182条第1項及び同条第2項の規定による議会の行う選挙に当たり公職選挙法の一部が準用されます。それでは、選挙管理委員会委員補充員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大羽賀 進君） 異議なしと認めます。

選挙の方法は指名推選で行うことに決しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大羽賀 進君） 異議なしと認めます。

指名の方法は議長が指名することに決しました。

それでは、指名いたします。選挙管理委員会委員補充員には、永井■■■■君、萩原■■■■君、山本■■■■君、塩野■■■■君、以上の方を指名いたします。

お諮りします。ただいま議長が指名した方を選挙管理委員会委員補充員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大羽賀 進君） 異議なしと認めます。

ただいま指名いたしました永井■■■■君、萩原■■■■君、山本■■■■君、塩野■■■■君、以上の方が選挙管理委員会委員補充員に当選をされました。

次に、補充の順序についてお諮りします。補充の順序は、ただいま議長が指名しました順序にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大羽賀 進君） 異議なしと認めます。

補充の順序は、ただいま指名をいたしました順序に決しました。

ただいま当選人の資料を配付いたします。

---

#### ◎議案第18号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大羽賀 進君） 日程第4、議案第18号 工事委託契約の締結について（町道林長野原線改築工事（その2））を議題といたします。

それでは、町長の提案説明を求めます。

町長。

〔町長 萩原睦男君 登壇〕

○町長（萩原睦男君） 議案第18号 町道林長野原線改築工事（その2）に係る工事委託契約の締結について、提案理由のご説明を申し上げます。

平成16年3月29日付で締結した基本協定書第5条に基づき、国土交通省と委託契約をするものでございます。

契約目的は町道林長野原線改築工事（その２）、契約金額は１億6,140万円、契約の相手方は国土交通省関東地方整備局、大西亘でございます。

つきましては、地方自治法第96条第1項第5号及び長野原町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。ご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大羽賀 進君） 説明が終了しましたので、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大羽賀 進君） 質疑を終結いたします。

議案の委員会付託、討論を省略し、直ちに採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大羽賀 進君） 異議なしと認め、直ちに採決いたします。

お諮りします。議案第18号 工事委託契約の締結について（町道林長野原線改築工事（その２））は、無記名投票により採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大羽賀 進君） 異議なしと認め、直ちに投票を行います。

議場の入り口を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○議長（大羽賀 進君） ただいまの出席議員は8名であります。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に1番、篠原茂君、2番、富澤重男君を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○議長（大羽賀 進君） 念のため申し上げます。本案に賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載を願います。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大羽賀 進君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

〔投票箱点検〕



○議長（大羽賀 進君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

1番から順次前に出て投票をお願いいたします。

〔投票〕

○議長（大羽賀 進君） 投票漏れはございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（大羽賀 進君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

直ちに開票を行います。

1番、篠原茂君及び2番、富澤重男君、開票の立ち会いをお願いいたします。

〔開票〕

○議長（大羽賀 進君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数 8票

有効投票 8票

無効投票 0票

有効投票数のうち、賛成8票、反対0票

以上のおり賛成が多数です。

したがって、議案第18号 工事委託契約の締結について（町道林長野原線改築工事（その2））は、原案のおり可決されました。

議場の入り口を開きます。

〔議場開鎖〕

---

### ◎意見書案第1号の上程、説明、採決

○議長（大羽賀 進君） 日程第5、意見書案第1号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書提出についてを議題といたします。

提出者より提案趣旨説明を求めます。

黒岩巧君。

〔6番 黒岩 巧君 登壇〕

○6番（黒岩 巧君） 議長の指名をいただきましたので、意見書案第1号の提案趣旨説明をさせていただきます。

地方分権時代を迎えた今日、地方公共団体の自由度が拡大し、自主性及び自立性の高まりが求められる中、住民の代表機関である地方議会の果たすべき役割と責任が格段に重くなっている。また、地方議会議員の活動も幅広い分野に及ぶとともに、より積極的な活動が求められている。しかしながら、昨年実施された統一地方選挙において、町村では議員への立候補者が減少し、無投票当選が増加するなど住民の関心の低下や地方議会議員のなり手不足が大きな問題となっている。

こうした中、地方議会議員の年金制度を時代にふさわしいものにすることが、議員を志す新たな人材確保につながっていくと考える。よって、国民の幅広い政治参加や地方議会における人材確保の観点から、地方議会議員の厚生年金制度加入のための法整備を早急を実現するよう強く要望する。

以上、提案趣旨説明とさせていただきます。

○議長（大羽賀 進君） 続いて、賛成者を代表し、賛成意見を求めます。

浅井進君、4番。

○4番（浅井 進君） 4番、浅井です。

議長の指名により、意見書案第1号の賛成者を代表し、賛成意見を述べます。

ただいま提出の説明のとおり、趣旨に賛同するものであります。ご賛同いただきますようよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（大羽賀 進君） 本案は委員会審査の結果、提出され、委員会報告も了承されております。直ちに採決することでご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大羽賀 進君） 異議なしと認めます。

直ちに採決いたします。

お諮りします。意見書案第1号については、原案のとおり関係行政機関へ提出することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大羽賀 進君） 異議なしと認め、さよう決しました。

---

◎委員会の閉会中の継続審査、調査について

○議長（大羽賀 進君） 日程第6、委員会の閉会中の継続審査、調査についてを議題といたします。

各常任委員会から会議規則第74条の規定により、配付のとおり申し出があります。

お諮りします。各委員長からの申し出のとおり扱うことにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大羽賀 進君） 異議なしと認め、申し出のとおり決しました。

---

◎一般質問

○議長（大羽賀 進君） 日程第7、一般質問を行います。

今回通告のありました一般質問者は4名であります。通告順に質問を許します。

---

◇ 富 澤 重 男 君

○議長（大羽賀 進君） 2番、富澤重男君。

〔2番 富澤重男君 登壇〕

○2番（富澤重男君） おはようございます。

ただいま議長から質問の許可を得ましたので、質問させていただきます。

まず、昨今、先般、県内のどこぞの町村から、人口減少対策として、新卒定住者に関する借財の代弁とするんだというような記事が載っておりました。役所が個人的な債務を肩がわりしてくれるということは異例のことじゃないかなと。それだけ施策に力を入れているというようなことだと思います。そんなことを念頭に質問させていただきます。

まず、当町の人口減少対策についてお伺いいたします。特に、生産年齢層、新卒者の重点取り込みが必要ではないかという観点から、10月末の人口5,808人、先ほど下で確認させていただきましたら、先月末5,785名というような数字に人口が減ってきております。第5次

総合計画で、10年後2025年ですか、5,330人の達成に向け、少子策を講じております。実績推移の観点から、現状の施策だけでは相当厳しいかと思慮いたします。目標達成のため、生産年齢層、新卒者重点の取り込みが喫緊、緊急かつ何よりも重要であると認識いたしております。お考えはいかがでしょうか。1点目です。

次、2点目。今の1点目に賛同いただけるというような観点から2点目があるんですけども、近々卒業見込み者、高校、専門学校、短大、大学などを卒業する方が年々いるわけですけども、その就職先の紹介、支援、助成などの取り組みについてということで、町内近隣あるいは関連事業所への要請、長野原町がつくってもらうとか、町長推薦枠をつくるなど施策はさまざまかと思えます。上記事業所の賛同いただけました事業所のリストをつくりまして、要点をまとめたものを本人だとか家族だとか学校担当部署へ紹介していただく。

次に、その実績が出た場合、就職祝い金の創設だとか、あるいは町営住宅の貸し出しの減免あるいは減額、それとか町税関係の減額、減免あるいは場合によっては還付等々考えられるかなど。

また、採用されました企業へ給料の助成金というような形で支給していくというようなことで、年代中別がかなり、23歳、24歳、25歳ぐらいの方が定住していただけないというようなことから、新生児あるいは幼児、そういったものが減少してきているということで、これからますます減少のほうに指針が傾いているということで、速度を増しているのかなという感じがします。

そんな条例ができれば、名づけて仮称でございしますが「新卒者就労支援条例」とかそういったものを時限条例で結構なんで、お考えいただければということでございます。

以上、2点の質問をさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（大羽賀 進君） 町長、答弁願います。

町長。

〔町長 萩原睦男君 登壇〕

○町長（萩原睦男君） 富澤議員のご質問にお答えいたします。

長野原町の人口ビジョンでは、2025年の町の人口の目標値を5,500人に設定しており、現在はこの目標達成に向けて各種施策を展開してきております。

議員ご指摘のとおり、新卒者に重点を置いた生産年齢層の取り込みは、町の将来にわたる人口維持には大切であろうと考えておりますが、子育て支援や住宅対策、婚活事業、また高齢者の生きがい対策などともあわせて、バランスよく各施策を進めてまいりたいと考えてお

ります。

次に、ご提案いただいた就労先の紹介などにつきましては、地方公共団体が行う事業として、個別の事業所等に対してあっせんや紹介等を行うのは難しいと思われまますので、国の施策等と連携するなど検討をしていきたいと思ひます。

また、町営住宅の家賃や町税関係の減免につきましては、関係法令等の定めによりますと、困難であると思われまますが、祝い金等の支援策につきましては、不公平が生じないような方法等があるのか十分検討してまいりたいと思ひますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

○議長（大羽賀 進君） 2番。

○2番（富澤重男君） どうもありがとうございました。

いずれにしても、人がいないところに自治は存立しないと、またいろいろな組織とか行政施策も厳しいかなという時代がくる可能性があります。ぜひ一つ、長野原町が未来永劫存続できるように頑張っていただければというふうに思ひます。

以上でございます。

○議長（大羽賀 進君） 答弁必要ですか。

○2番（富澤重男君） お願いします。

○議長（大羽賀 進君） 町長。

○町長（萩原睦男君） 議員ご指摘のとおり、人口減少がかなり町の活力を失うものと思ひますけれども、人口減少は食いとめるというか、人口減少がこのまま進む方向は食いとめることはできないんですが、それをいかに少なくしていくかという部分が非常に重要であって、また人口が減ったときにどうしていくかという対策を講じていくことが重要だというふうに思ひます。

かつ、我々大人の責任としては、長野原町をもっともっと肯定していくことだというふうに僕は考えております。なぜかと言うと、子を持つ親が長野原町に帰ってきても仕事がないとか、冬は寒くてとても大変な町だとか、そういう否定的なことをよく耳にいたします。そうではなくて、町のいいところ、我々親の責任として子供たちにも伝えたりとか、外に発信していくべきだというふうに思ひますので、そういうレベルのところから私も努力をしていきたいというふうに思ひます。ご協力をお願いしたいと思ひます。

○議長（大羽賀 進君） いいですか。

◇ 牧 山 明 君

○議長（大羽賀 進君） 次に、8番、牧山明君。

〔8番 牧山 明君 登壇〕

○8番（牧山 明君） 議長の指名をいただきましたので、通告書に従い、質問をさせていただきます。

まず、1点目。災害時に命を守るための防災対策を急ぐべきということで質問させていただきます。

熊本の大地震、鳥取の大地震、台風による東北、北海道の大雨など、いつ、どこで大きな災害が起きるかわからない状況になってきています。県町村議長会の議員研修の講師、山村■■■■氏は、命を守る防災対策の重要性を指摘しています。また、群馬大学の片田■■■■氏も防災に対する意識の改革と訓練の重要性を指摘しています。長野原町も命を守る防災対策の構築を急ぐべきだと思うのですが、町長の考えをお聞きします。

次に、応桑団地に若者定住用の住宅建設をということで質問をさせていただきます。

長年にわたり販売が困難になっている応桑団地の中に若者定住用の住宅を建設し、他町村、県外からの移住者を積極的に受け入れるべきと考えますが、町長の考えをお聞きします。

○議長（大羽賀 進君） 町長、答弁願います。

町長。

〔町長 萩原睦男君 登壇〕

○町長（萩原睦男君） 牧山議員の1点目のご質問にお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、近年頻発する自然災害は、気候変動に伴い、極地化、集中化、激甚化が著しく、噴火災害では、御嶽山のように突然大規模な噴火が発生するおそれもあります。これらの災害を未然に防ぐには、避難勧告など行政が発信する情報だけでなく、地域住民らが周囲の状況を判断し、主体的に行動することが必要となります。そのためには、日ごろから住民一人一人が防災について考え、意識を高めることが大変重要なことであると考えております。

昨年から2年間にわたり、羽根尾地区で行ってきた住民主体の避難訓練は、地域と住民がともに意識を高めていくための最適な手法だと捉えており、今後も継続して実施できるよう町としても支援していくとともに、他の地域でも同様の避難訓練を実施していただけるよう

お願いしていきたいと考えております。

また、国土交通省利根川水系砂防事務所では、吾妻川流域防災学習プログラムとして、本町及び嬭恋村の小学校3年生以上を対象とした副読本の作成を進めております。この副読本は、防災教育に主眼を置き、この地が災害の少ない地域ではないことを認識させ、災害から身を守るためにはどういう対処をしたらよいかを理解してもらうもので、学習した内容を家庭に持ち帰り、ご家族と話し合うきっかけづくりになればとの意図もあるように聞いております。

そして、来年5月下旬から6月にかけて、町の総合防災訓練の実施を計画しているところでございますので、具体案ができましたらお示ししたいと考えております。

続きまして、2点目のご質問にお答えいたします。

応桑分譲団地につきましては、景気の低迷により購入者があらわれない状況となり、平成24年度をもって長野原町土地開発事業を取りやめ、残存の23区画について、町の普通財産としたところでございます。今後の応桑団地のあり方については、議員のおっしゃるとおり、若者移住者向け住宅の建設を初め、クラインガルテンのような滞在型市民農園の整備などが考えられますが、町の財政事情等を考慮すると、事業化に踏み切れないのが現状であります。しかし、現在そのまま放置しておくことはできませんので、応急対策として、現在団地内に居住している方々に、安い価格での提供や家庭菜園として貸与することも検討しておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（大羽賀 進君） 8番。

○8番（牧山 明君） 防災対策の総合防災訓練を計画しているということは、今までよりも格段に進歩したものと思います。ぜひ、その中に組み入れていただきたいことがあります。それは、先日の議員研修の中で、開口一番、防災訓練ごっこはもうやめにしようじゃありませんかということを講師の先生が言われました。昼日中に明るい中で、みんなでそろって避難をして、消火の練習をすとかというのは、現実には災害が昼間起きると限ったものでないから役に立たないということを言っているわけで、もっとシビアな目で、例えばこの人が言っているのは、火を消す訓練の前に火を出さない準備と訓練、避難訓練の前に状況別の命を守る判断と行動訓練、それから閉じ込められた人を助ける訓練の前に閉じ込められない訓練、こういうことを指摘しています。

また、災害というのはいつも同じパターンで来るわけではなく、常に違うパターンで来るわけで、そういうものに対して一番大事なのは、まず自分の命を守るということを町民の皆さま

んにふだんから意識の中に持ってもらおうということだと思います。少なくとも自治体が町民の財産や生命を守らなければならないというのは地方自治法の中に定められておることだと思いますので、その点で自治体の責任というのは一番重いわけですし、ただ、片田先生が言われた講演の中で、非常に今は自治体の情報だけを頼っていて大丈夫でない時代になったという、非常に難しいと。自治体のせいにして死んでいくのかということも講演の中で指摘しました。それは、あなたの安全については、あなた自身が判断するということを先生は言っています。要は、私たち議員や町関係者、公務員、大人も含め子供も含め、防災に対する意識の改革ということの必要性を指摘しています。通り一遍の訓練ではなく、そういうことをまず主眼とした総合防災訓練に取り組んでいただきたいと思います。そのためには、やはりそういうことを指摘する学者や防災研究者の方がおられるわけですし、そういう人の助言を得ながら、ぜひ早急に取り組んでいただきたいと思います。

それから、応桑団地の件ですが、これは平成3年に第1期が始まっています。たしか、総事業費で3億8,000万と聞きました。そのうち販売した分が3億1,000万ぐらいだというふう聞いています。ちょっと7,000万ほど回収し切れていないというのがあるんですけども、おおよそ回収して進んでいるということのようです。

今、町長が外からの移住者の受け入れに本腰を入れて、いろいろ例えば、空き家バンクとか情報の発信とかしていますが、それだけでは非常に効果が上がらないというふうには私に考えています。1つには空き家バンクでうまくいったとしても、そこに子供たちを連れて人が引っ越してくるかどうかというのは全くわからないわけですよ。そういうこともやりながら、しかし、応桑団地は来年度に応桑幼稚園が認定こども園になるので、保育の現場がそこにできます。さらに子育ての環境は整うわけですし、小学校も近い、幼稚園も近い、診療所も近い、郵便局も近い、コンビニもあります。気候もちょっと寒いですがけれども、日照条件はいいところだし、子育てをするのに決して悪い環境ではないというふうには私は思います。

それから、応桑小学校の現状を見ると、やはり子供の数が減って、そこに林につくったような子供を持ったご夫婦に住んでもらって、応桑小の子供の数の下支え、維持をするという施策も必要なんではないかなというふうに思います。

確かに、町の財政は苦しいことはわかりますが、この分譲地で過去に建て売りで5区画売っています。家を建てて、結局売れているんですね。そういうことも考え合わせて、やはり磐梯町に先日視察に行ったときに思ったんですが、非常に系統立った哲学を持った町の運営がされているなというふうに考えました。そういうことを考え合わせて、やはり応桑団地も



ぜひ思い切って、多少お金がかかっても目的を持って積極的に受け入れるということに着手していただきたいと思います。

○議長（大羽賀 進君） 町長。

○町長（萩原睦男君） 牧山議員の1点目のほうにお答えさせていただきたいと思いますが、残念ながら山村先生も片田先生も、私、面識もなく、講演等も聞いたことはないんですが、先ほど牧山議員が言ったように、火を消す訓練の前に火を出さない訓練というような言葉がありましたけれども、それにつけ加えて、山村先生は警報、避難勧告を待ってからの避難ではなく、みずから判断をして、早期自主避難をする、自主的に避難をするという言葉を行っているというふうに記憶しております。

まさに、それを考えますと、昨年、おとし行いました羽根尾地区の自主避難訓練というのは非常に意識を高めるという上では効果的なものだというふうに思っております。また、片田先生が言っているように、今、日本全国国民が行政主体の防災に頼り過ぎているという部分があるかというふうに思います。先ほど議員の言ったように、自分の命は自分が守るんだという意識を醸成していくことが非常に重要であり、私もそういうふうに思っております。また、それを教えていくのはやはり子供から教えていくべきだというふうに思っております。まして、今、子供たちに教えれば、10年後はその子供たちは大人になります。またその10年後には、その子供たちもその子供を産む時代になってくると思います。そういうことによって、地域に災害文化が根づくというふうに考えております。

今回、いいタイミングとして浅間山ジオパークが認定されましたけれども、浅間山ジオパークを防災を勉強させる、子供たちに防災を教える場というふうに考えていきたいというふうに私は考えております。

また、その自主防災訓練をことし何地区かにお声がけさせていただきましたが、なかなかちょっと理解を求めることができなくて、その自主防災訓練をやることに行き着くところまでいけませんでした。ただ、それがどういうものなのかということがよく理解されていない部分があるというふうに思いますので、議員のおっしゃるとおり、例えば山村先生や片田先生の講演を町民の人に聞いてもらうとか、そういうところからの町民が理解していく動きが必要なのかなということをよく感じました。検討して進めていきたいとは思っております。

また、応桑団地のほうでございますけれども、お金を使って、若者向けの住宅をつくっていく、私も賛成だとはいうふうに思います。それが応桑住宅の団地、分譲地でいいのかどうかということを見ると、少しくエスチョンマークの部分がありまして、なぜなら、私は以

前建築メーカーに勤めておりました、土地分譲、土地を売って、家を建てるという作業もしておりましたし、いろいろな土地を紹介して建物を建てたという営業経験があります。そういう絡みから考えますと、移住者があの場所を選ぶかどうかということを考えると、ちょっとクエスチョンマークがありまして、応桑住宅を勧めるのであれば、地元の土地を持っていない、これからの子供を産む世代に提供するのであれば、適しているのかなというふうに思いますが、移住者に対してということを考えると、北軽の別荘地とか、もっと言えば応桑団地の近くにある別荘地のほうが移住者には魅力のある場所になるのではないかという考えが今はあります。

そういった部分をよく検討して、お金をかけるのであれば簡単にかけないで、さっきも哲学と言いましたけれども、現状もしっかりと把握して、マーケティングもしっかりして、お金を投入したいと思っております。

以上でございます。

○議長（大羽賀 進君） 8番。

○8番（牧山 明君） 防災関係のほうで、山村先生が指摘している中に、避難所等の市町村庁舎、それから避難所の災害直後、緊急安全チェックということを行っています。長野原町が避難所として指定しているところが本当に安全かどうか、いろんな災害が起きたときに大丈夫かどうかということをチェックする必要があると思います。例えば、今度つくる庁舎でも、例えば震度6、震度7強とか揺れたときに、土砂災害とかの危険はないのかとかそういうことだと思います。

また、避難所をとりあえず開設して、そこに避難された後、そこに集まった被災者の方が困らないようにするというのは、特に自治体が力を入れてやらなきゃならないところだと思いますので、やはり各地の災害の中から学んで、準備はしなければいけないというふうに思います。

それから、山村先生の講演の中に、非常におもしろいと思ったのは、「命の笛」という笛の紹介がありました。これはアメリカかなんかでつくっている笛なんだそうですけれども、周波数3,150ヘルツで、これだと陸上で800メートル、水中で15メートル音が届くそうです。万が一閉じ込められたりしたときに、その笛で生存を知らせたりとかということができるようです。それから、持ち歩き可能な軽いものですので、出かけるときに持って行けば、何か予期しない事故に遭いそうになったときに、その笛で助けを呼ぶことができる、近所の人がそれを聞いて助けに行けるということができるという笛だそうです。何でも1個1,500円く

らの笛だということなんで、少なくとも試験的にこれを子供のいる世帯とか、あるいはひとり暮らしのところととくに配布してやってみるということもいいんじゃないかなというふうに思います。

それから、応桑団地の件なんですけど、人口をふやす、若者定住をさせる、移住者をふやすというのは一つのことではだめだということは当然でして、いろいろなことをやらなければいけません。ただ、空き家バンクでよその自治体では、町が借り受けて、ちゃんと修繕をしてから貸し出しているところもあるようです。ある意味そういうことぐらいまでやらないと効果は上がらないんじゃないかなというふうに思います。

なぜ応桑の団地かということなんですけど、たまたまそこにまだ二十何区画か売れ残っているとあります。ここにできれば住んでもらうというのが一番理想です。それから、将来的にさらに福祉関係の施設とかに働く人が応桑に来ることも考えられます。また、そういう人たちを呼び込んでそこに住んでもらうということも考えると、あの団地は十分生きるんじゃないかなというふうに思います。

それから、今、西吾妻に少ない障害者のための福祉施設等をいずれどこかにつくるということになると、そこで働く人たちの住む場としても活用ができるんじゃないでしょうか。建て売りだけではなくて、例えば賃貸で一定期間住んでもらって、その後ある程度償却した段階で譲渡するとか何とかということ、九州のほうの自治体で10年ぐらい前にやっているということを知りました。そういうことも検討すればできると思います。

先日の磐梯町の件では、建てるのはハウスメーカーが建てて、それを町がリース代を払って、そこにとりあえず若い人たちに住んでもらって、そのリースが終了するときにはハウスメーカーのほうから無償で譲渡してもらおうというような契約になっているとかという話です。そういうことも全く不可能ではないということだと思います。ぜひ、思い切ってやるということがここでは大事なんじゃないでしょうか。他力本願的にいろいろやってもなかなか成果は上がらないんで、やっぱりある程度町が本腰を入れて、金がかかってもここに若い人に住んでもらうんだというところをつくっていかないと、移住者も来ないと私は思います。

○議長（大羽賀 進君） 町長。

○町長（萩原睦男君） 牧山議員の言うとおりの避難所が安全かどうかのチェックをすることは、非常に重要なことだと思います。ただ、それ以上に重要なことは、町民がどこが避難所かということをもまだよくわかっていない方がかなり多くいるというふうに私は認識しております。そういった部分をまず知らしめる作業というのが一番重要だというふうに思っております。

ます。また、先ほど申し上げた「命の笛」というのをちょっと私勉強不足で、初めて聞いた話なのですが、おもしろいといったら失礼ですけども、素晴らしいことだと思いますので、少しちょっとそれに関しては検討させていただきたいというふうに思います。

また、応桑団地のほうでございますけれども、私も、空き家バンクを今年度よりスタートさせまして、今のやり方ではさすがに限度があるなというふうに感じております。移住者のためにはお金は投入しなくてはいけないということは、私もそういうふうに思っております。ただ、それが場所と物、どこがいいのかという部分はもう少し私にも検討させていただきたいと思います。議員のアイデアとか知恵をこれからも拝借しながら、町としても考えさせていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（大羽賀 進君） ここで暫時休憩いたします。

11時10分から始めます。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時10分

○議長（大羽賀 進君） 会議を再開いたします。

---

◇ 篠原 茂君

○議長（大羽賀 進君） 次に、1番、篠原茂君。

〔1番 篠原 茂君 登壇〕

○1番（篠原 茂君） 議長のお許しをいただきましたので、通告書に従いまして、町長に浅間園の運営状況についてご質問をいたします。

ジオパークの中核施設となります浅間園の、本年4月から11月間の運営状況につきましてお尋ねしたいと思います。

1番、施設の設備状況、それから設備投資額、2番としまして人員配置状況、3番としまして収支状況、以上を踏まえていただきまして、町長の所感をお話させていただきたいと思えます。よろしく申し上げます。

○議長（大羽賀 進君） 町長、答弁願います。

町長。

〔町長 萩原睦男君 登壇〕

○町長（萩原睦男君） 篠原議員のご質問にお答えいたします。

長野原町営浅間園につきましては、企業会計を廃止し、本年4月から浅間山北麓ジオパークの中核施設として特別会計で運営してまいりましたが、11月末をもって冬季閉館としたところでございます。

施設の設備投資状況及び投資額についてでございますが、トイレの洋式化、照明のLED化、ホームページのリニューアル、園地のWi-Fiエリア化、観測機器やエレベーターの改修等を行い、総額で2,191万8,000円となりました。このうち1,219万8,000円は平成27年度一般会計予算の繰り越し事業で実施し、810万円は平成28年度一般会計予算で実施いたしました。

人員配置につきましては、正職員で園長1名と臨時職員4名、地域おこし協力隊員2名で運営をしてまいりました。

収支につきましては、11月末時点の集計で、繰越金を除いた収入が約2,400万円、支出が約2,350万円となりました。なお、浅間園会計を今年度より特別会計としましたので、財務諸表については作成しておりません。

今年度は運営方針変更の初年度ということもあり、来園者数の増加は図れませんでした。今後は舞台溶岩を使った新たなトレッキングルートの新設、ジオ関連展示やガイドサービスの充実、学校関係への情報発信、各種イベント等の誘致などを行い、日本国内はもちろん、外国人観光客にも浅間山北麓や長野原町を知っていただける施設となるよう努力してまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（大羽賀 進君） 1番。

○1番（篠原 茂君） ありがとうございます。

浅間ジオパークにつきましては、この11月9日、町長を初め、執行部の指導力と、またスタッフの皆様方のご尽力により、非常に驚異的なスピードでジオパークに認定されたと、本当に驚嘆すべき出来事だと思っております。

今後、中核施設である浅間園につきましては、さまざまな施策を通じまして、ぜひ長野原

町の一つのシンボル浅間山と浅間園、これで地域おこしをするとともに、さらなるお客様、観光客の導入を図り、一つの大きな観光資源として育てていただきたいと思います。その中にありまして、この11月末をもって閉館ということでございますが、今お聞きしますと、正社員が1名、臨時職員が4名、それから地域おこし協力隊が2名いらっしゃるということでございますが、この方々の冬季の活動状況と申しますか、動き方はどのようなことになってますでしょうか。

できましたら、やはりこういった施設あるいはこのジオパークを盛り上げるためには、まず第一にやっていただきたいことは、当然皆さんもうわかっていらっしゃるのだと思いますが、長野原町、我々住民に対して、こういうすばらしい施設、こういうすばらしい環境があるんだよということをまず住民にできるだけ周知していただいて、それを教えていただいた我々が、外に向かって、あるいは来ていただいたお客さま方にお話ができるぐらいぜひ巻き込むような施策をまず第一にやっていただきたいと思っております。ですから、このジオパーク浅間園の方々も冬季関係、そういった運動あるいは事ができるかどうか、その辺はいかがでございましょうか、お尋ねします。

○議長（大羽賀 進君） 町長。

○町長（萩原睦男君） 議員の心強い言葉、本当にありがとうございます。北軽井沢のシンボルとなるよう、また浅間山ジオパークのビジターセンターとなるように我々も努力してまいりたいと思っておりますし、私の思いではオール長野原、上の段も下の段もないと言っている私としては、ハッ場ダムもこの浅間につなげていきたいというふうに考えておりますので、ご協力いただきたいと思います。

そして、雇用に関する臨時職員4名に関しましては、季節雇用となっております。そして、園長に関しましては、この冬季期間、舞台溶岩の準備もありますし、そういったもろもろ企画政策課のほうの仕事もさせていくつもりでございます。そして、地域おこし協力隊の2名に関しては、舞台溶岩の準備とか、もっと地域おこし協力隊というのはまさに住民に溶け込んでいくべき人間でありますので、先ほど議員が言ったように、行動がまさにとれるのではないかと今の時点で私も勉強させていただいて思いましたので、ちょっとそれは早急に検討させていただいて、行っていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（大羽賀 進君） 1番。

○1番（篠原 茂君） 実はたまたまだったんでございますが、先日、12月4日なんですけれ

ども、ちょうど浅間園がもう閉館されちゃってましたときですかね、日曜日なんでございますけれども、早稲田大学教育学部の久保■■■■教授、地理学ですとか地学博士がそうでございますが、20名ほどの学生を連れて八ッ場ふるさと館のほうに参りまして、ガイドツアーを私どもでやらせていただきました。その中で、できましたらこれからぜひ旧新井村に行きたいんだというお話があったんです。私もジオパークのほうは多少出席はしていたんですけれども、個別に旧新井村と言われまして、全然ちょっと思い浮かびませんで、婦恋のジオパーク事務局にお電話しました。残念なんですけれどもいないんですね。そういったことで、ぜひ八ッ場ふるさと館なんかもコア施設の一部になっておりますので、個別にはちょっとお願いはもうしたんですけれども、こういった各施設にやはりジオパークの関係の教育なり、それからシステムの連動なり、こういったことをぜひやっていただいて、せっかくお見えになったお客様をできるだけ拾い上げて、ぜひともこのジオパークの印象をよくして帰っていただきたいと思いますので、そういったコア施設プラス関連施設のそういったシステムづくりもやっていただきたいと思いますのでよろしくお願ひします。

○議長（大羽賀 進君） 町長。

○町長（萩原睦男君） 議員のおっしゃるとおり、浅間山ジオパークの喫緊の課題としてガイドの養成が挙げられております。かつ、これから世界ジオパークを目指していくとなれば、ガイドの数と質を高めていかなければこれは不可能なことであります。また、これはジオパークばかりじゃないんですけれども、地域が盛り上がっているところはそういったボランティアなのかお金を取っているのかちょっとわかりませんが、地元を説明する人間がやはりその地域にはおるとお思います。だとしたら、どうしたらいいのかというのが、今、具体的に私の口から申し上げられないんですけれども、やはり議員の皆さんやこの間私も口を滑らせて、私もガイドになるなどということを経ジオパークの祝賀会のときに申してしまったんですけれども、それはリップでもなく、やっていきたいと思うんですが、私もまだまだ勉強不足のところもあるんですが、ぜひ私ばかりでなく議員の皆さんにもご協力いただきたいなというふうに思っております。よろしくお願ひします。

---

◇ 黒 岩 巧 君

○議長（大羽賀 進君） 次に、6番、黒岩巧君。

〔6番 黒岩 巧君 登壇〕

○6番（黒岩 巧君） 議長の許可をいただきましたので、通告書に従い、応桑認定こども園について質問をさせていただきます。

平成29年4月に幼稚園機能と保育所機能をあわせ持った認定こども園が、現在の応桑幼稚園を改修・増築して開設されます。先月、議会行政視察で訪れた福島県磐梯町では、2歳児までは保育所、3歳児以上は幼稚園と明確に分け、こども園は絶対にやらないと伺いました。理由は、3歳児以上は教育するという町長の方針があるからとのことでした。応桑認定こども園はどのような理念のもとで運営していくのか、町長のお考えを伺います。

次に、先日応桑幼稚園の生活発表会の後に、認定こども園について保護者説明会が行われました。約40人ほどの保護者が参加しており、関心の高さが感じられました。私もそうですが、まだまだ認定こども園とはどういう施設なのかよくわからない、理解が進んでいないというのが実情だと思います。実際、来年度から認定こども園を利用することになるであろう、現在どんぐり広場を利用している保護者の皆さんからは、期待と不安両方の声が聞こえます。その一番の原因はやはり情報が不足していることだと思います。来年4月の開所までに、応桑認定こども園とはどのような施設になるのか、丁寧な説明ときめ細やかな対応が必要ではないかと思いますが、町長のお考えを伺います。

○議長（大羽賀 進君） 町長、答弁願います。

町長。

〔町長 萩原睦男君 登壇〕

○町長（萩原睦男君） 黒岩議員のご質問にお答えいたします。

応桑の認定こども園は、来年4月開園に向け、現在既存の応桑幼稚園の園舎の改修と保育施設の新築・増築工事を進めているところでございます。今後の運営につきましては、現状の幼稚園と保育所の機能をあわせ持った施設となりますので、幼稚園籍と保育所籍とに分かれた形で子供たちは入園となりますが、現在の幼稚園と保育所の運営の流れは変わらないと思っております。これまでと変わる点は、3歳、4歳、5歳の子供たちが一緒に幼児教育を受けることができますので、幼保連携のより一層の充実を図ることができると考えております。

なお、こども園の施設概要や運営内容につきましては、先日、応桑幼稚園の保護者の方々には説明をさせていただいたところで、今後は中央幼稚園や長野原保育所、どんぐり広場を利用されているの方々にも説明をさせていただく予定でございます。



今後も子ども・子育て支援への取り組みのさらなる充実を図り、総合計画に掲げている「まちづくりはひとづくり」への取り組みを進めてまいる予定でございます。ご支援、ご協力をお願いいたします。

○議長（大羽賀 進君） 6番。

○6番（黒岩 巧君） 先日の応桑幼稚園の説明会では余り質問は出なかったんですけども、そこはやはり現在幼稚園に在籍している保護者の方が出席していたからではないかと思っております。やはり、来年入所、入園を希望される方への説明がこれから大事になってくるのではないかと。大変私も勉強不足で、とつても認定こども園がわかりづらい点、例えば認定区分があつて、1号認定、2号認定、3号認定がある。また、3歳児以上の子供さんは幼稚園籍の子供さんと保育所籍に分かれるとか、その辺がとつてもわかりづらいと思うんですね。また、職員の資格に関しても、保育士さんの資格、また幼稚園教諭の資格、その辺は通うお子さん、保護者の方ではなくて、町側の問題だと思うんですけども、その辺で職員資格のちゃんとある方が来年4月に確保できるのかという心配があつたりもいたします。

また、どんぐり広場の利用者にとっては、どんぐり広場というのは非常に使い勝手、よく言うと使い勝手がよかつた部分がありまして、今までのような利用ができないのではないかとこの心配をしている保護者がたくさんいらっしゃいます。中には無理難題といつてもいいようなこともあるんですけども、その無理難題こそがまさに子供さんを預けている保護者の切実な願いではないかと思ひます。

先日、教育長ほうにもお渡しをさせていただいたんですが、実際に今どんぐり広場の保護者の方から出ている要望があります。それを見ると、やはり今までと体制が変わることに対する不安がとつてもありまして、一例を挙げますと、どんぐり広場と学校行事やPTAの行事で一時的、短時間に子供が預けられた、今度はそんなことができなくなつてしまふのではないかとこの不安があつたり、あと土曜日、祭日、また夏休みの土曜日、学童で預けている方なんですけれども、学童は基本的に土日が休みだと思ひますね。夏休み中でも土日が休み、そういう部分で仕事をしている関係で預けたいというのが出たりというのがあつたりとか、現状での不安をいただいております。こちらは教育長のほうにお渡ししてあつて、教育長が後ほど説明していただけるということで承知はしております。ただやはり、結局は説明、情報の提供というのが非常に大事になってくると思ひますので、ぜひその辺をきめ細やかに対応をしていただきたいと思ひます。

○議長（大羽賀 進君） 町長。

○町長（萩原睦男君） 議員のおっしゃるとおり、新しいことをスタートさせるためには、やはり受け入れる側も不安もありますでしょうし、保護者の皆さんもすごい大きな不安を抱えていると思いますけれども、それは我々町の行政の責任として説明をしっかりと、先ほど議員が言ったように、きめ細かな説明会等々を開かせていただきたいというふうに思っております。

また、応桑幼稚園、中央幼稚園、保育所、どんぐり広場以外にもこのこども園にかかわってくるお母さん方はいらっしゃるはずなので、そういった方にもお声がけをさせていただきたいというふうに考えております。地域から出てきた要望、北軽、応桑に保育所をつくってくれという要望を今回果たすわけでありますので、これは議員の皆様、保護者の皆様、町の職員の我々、全て地域でつくり上げる園にしたいというふうに考えておりますので、今後ともご指導をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（大羽賀 進君） 6番。

○6番（黒岩 巧君） いずれにしましても、新しいことを始めるということで、波風が立つ場面も多々あると思うんですけれども、そこはしっかりと説明することによって、お互いに納得した上で次のステップへ進んでいけたらいいのではないかなと思っております。

実際に、今、町長おっしゃったように、応桑、北軽地区に保育所というのは、もう私が議員になって10年になりますけれども、なった当初からたびたび要望だったりとか出ていることでありまして、応桑、北軽地区にとってはこの保育所ができるというのは悲願、私にとっても悲願でありますけれども、それがようやく形にさせていただけるということで、やはり不便な部分はあるかもしれないですけれども、それ以上にメリットのほうが大きくなっていくんではないかと思っております。

その中で、やはり先ほど町長がおっしゃった情報提供、これさっき、きょうの冒頭の挨拶でも町長おっしゃってました発信力を高めろ。確かに町外に対して相当発信力は高まっていると思います。きのうもテレビ東京の番組を見ていたら、最後に長野原フィルムコミッションとしっかりクレジットが入っておりました。そういうところでも、確実に発信力が高まっているというのは感じておりますけれども、何も情報発信は町外ばかりではなく、町内の皆様に町報以外でもきめ細かに、やはり何かと問題になるのが「えっ、聞いてねえよ」「知らなかった」というのはよく聞く言葉であります。全ての人にわかっているのはなかなか難しいことだというのは本当に身を持って感じておりますけれども、できる限りそういう声が出ないようにきめ細かな対応をお願いしたいと思います。

子育て環境の充実が若者の定住、ひいては人口の増加とその辺にもつながっていくことになっていくと思いますので、「子育てをするなら長野原」というような形で移住者、先ほど牧山議員のほうからもありましたけれども、若者の定住、移住が促進される一つのアイテムだと思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

以上です。

○議長（大羽賀 進君） 町長。

○町長（萩原睦男君） 本当に素晴らしいご意見ありがとうございます。まさに、聞いていなかったということは私も受けるんですけども、オール長野原を提示している私としては、やはり町内の発信というのは、私のことをしっかりと支えていただいている10名の議員の皆さんの力をおかりするのが、私は一番の最短の方法だというふうに考えております。議員の皆様も日ごろよりいろんな部分で地域住民にご指導いただいていることはわかるんですけども、これからもなお一層のご協力をお願いしたいというふうに思います。どうぞよろしくお願い致します。

○議長（大羽賀 進君） 教育長。

○教育長（市村隆宏君） 先ほどの会議の話の中で、説明という話があったんですが、つけ足しでお願いしたいのですが、来週19日に中央幼稚園、それから長野原保育所の保護者を山開センターに呼んで、応桑幼稚園でやった説明と同じ、現段階での説明をさせていただく予定になっております。

あと、先ほどどんぐり広場のお話もあったんですが、どんぐり広場が今までやってきたこととそっくり同じことをこども園ができるかと言われると、その部分はちょっと難しい部分もあるんですが、ゼロ、1、2歳を一時的に預けたいというようなことも、今現在も長野原の保育所のほうでも一時預かりというのはやっておりますので、同じような形でやっていけるというふうに思います。それも含めて、こども園を運営していく上で、今後考えていかなきゃならないものが説明会を通して出てくると思いますので、その中でまた協議しながら、立ち上げる前にあと何回か説明会をさせていただく予定でありますので、またご協力のほうよろしくお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（大羽賀 進君） 6番。

○6番（黒岩 巧君） 今、教育長のお話を伺いまして、1つお願いをしたいのが、保護者の説明とともに、実際に子供たちと対面しているどんぐり広場の職員から話を聞くというのが、

現状を把握する上でもこれから参考になること等もあると思いますので、ぜひそこもよろしくをお願いをしたいと思います。ありがとうございます。

○議長（大羽賀 進君） 以上で一般質問を終結いたします。

---

#### ◎閉会の宣告

○議長（大羽賀 進君） 以上をもちまして、平成28年12月第4回長野原町議会定例会の日程の全てを終了いたしました。  
定例会を閉会といたします。  
ご協力ありがとうございました。

閉会 午前11時33分